

第 2 章 廃棄物処理の現況

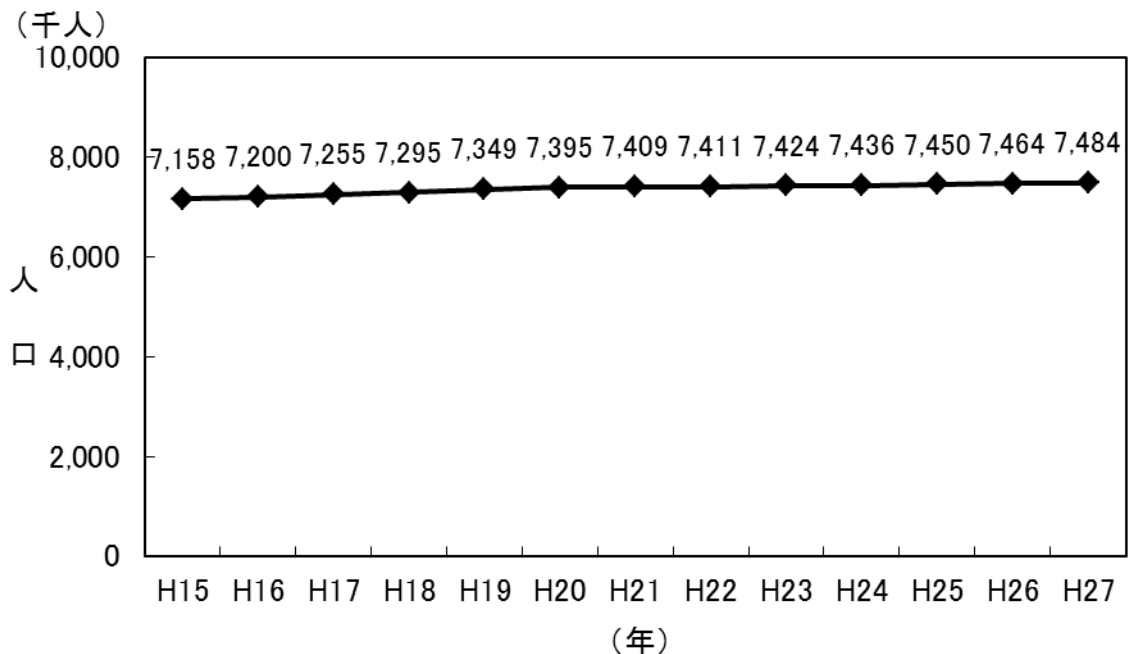
1 背景

(1) 人口

平成 15 年以降の本県の人口の推移をみると、平成 20 年頃までは毎年 5 万程度増加していたが、近年は 1 万人から 2 万人程度の微増傾向が続いている。

平成 27 年の本県の人口は 7,484 千人であり、平成 21 年の 7,409 千人に比べ 6 年間で 1.0% 増加している (図 1)。

人口の増加は日常生活を通して、ごみ、し尿等の一般廃棄物、また、様々な経済活動を通じて産業廃棄物の発生量の増加の要因となる。



出典：「平成 27 年愛知県人口動向調査結果」

図 1 人口の推移

(2) 産業構造の特徴

平成 26 年の本県の産業別従業者数をみると、第 2 次産業の従業者数、特に製造業の割合が 30.2% と全国値に比べて高く、これは輸送用機械器具製造業によるものである (表 1、表 2)。

これを製造品出荷額等でみると、平成 26 年において、全国の 14.4% を占める 43 兆 8,313 億円であり、日本を代表する産業県となっている。さらに製造業の中でも自動車関連産業である輸送用機械器具製造業の占める割合が 53.6% と最も高い (表 2)。

表 1 従業者数の構成比（平成 26 年）

産業分類	愛知県		全国	
	人数	構成比	人数	構成比
合 計	3,757,267 人	100.0%	57,427,704 人	100.0%
第 1 次産業	9,297 人	0.2%	354,455 人	0.6%
第 2 次産業	1,133,494 人	30.2%	12,999,602 人	22.6%
鉱 業	425 人	0.0%	19,894 人	0.0%
建設業	219,620 人	5.8%	3,791,583 人	6.6%
製造業	913,449 人	24.3%	9,188,125 人	16.0%
第 3 次産業	2,614,476 人	69.6%	44,073,647 人	76.7%

出展：「平成 26 年経済センサス - 基礎調査」

注：数値は四捨五入のため合計が一致しないことがある。

表 2 業種別製造品出荷額等の構成比（平成 26 年）

区 分	愛知県	全国
輸送用機械器具製造業	53.6%	19.7%
鉄鋼業	5.8%	6.3%
電気機械器具製造業	4.9%	5.6%
生産用機械器具製造業	4.1%	5.4%
食料品製造業	3.7%	8.5%
プラスチック製品製造業	3.3%	3.8%
金属製品製造業	3.2%	4.6%
その他	21.4%	46.2%
総 額 (総額の全国に占める割合)	43 兆 8,313 億円 14.4%	305 兆 1,400 億円

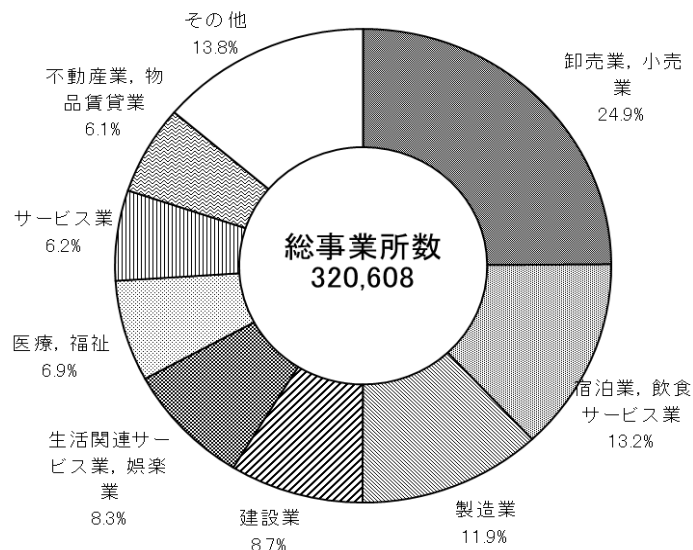
出典：「平成 26 年度工業統計」

注：数値は四捨五入のため合計が一致しないことがある。

(3) 事業所の状況

平成 26 年の県内の事業所数は 320,608 事業所、従業者数は 3,757,267 人である。

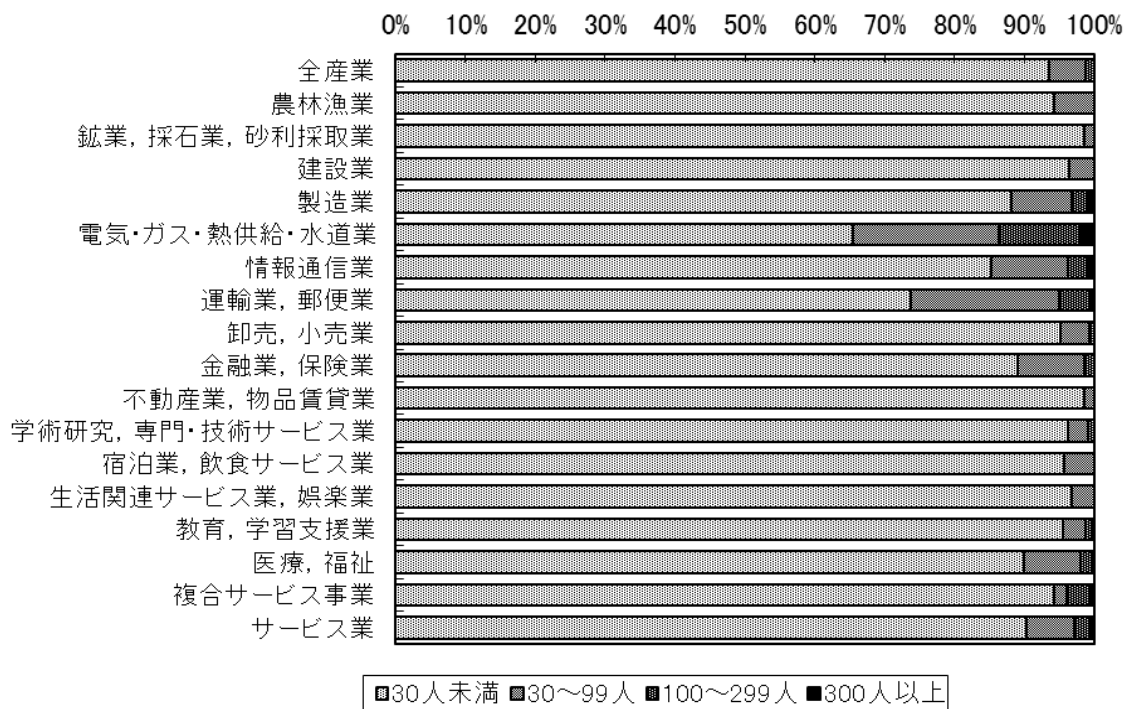
業種別に事業所数の割合をみると、卸売業・小売業が全事業所の 24.9% で第 1 位を占め、次いで宿泊業，飲食サービス業が 13.2%、製造業が 11.9%、建設業が 8.7% となっている（図 2）。



出典：「平成 26 年経済センサス - 基礎調査」

図 2 事業所の業種別構成比 (平成 26 年)

さらに、事業所を従業者規模別にみると、30 人未満の第 1 階層は 298,674 事業所 (全事業所数の 93.5%)、30 人以上 100 人未満の第 2 階層は 16,637 事業所 (同 5.2%)、100 人以上 300 人未満の第 3 階層は 3,278 事業所 (同 1.0%)、300 人以上の第 4 階層は 839 事業所 (同 0.3%) で、ほとんどの業種で同じ傾向となっているが、電気・ガス・熱供給・水道業と運輸業、郵便業では第 2 階層以上の構成比が高くなっている (図 3)。



出典：「平成 26 年経済センサス - 基礎調査」

図 3 従業者規模別業種別事業所数構成比 (平成 26 年)

2 一般廃棄物（ごみ）の現況

(1) 一般廃棄物（ごみ）の発生及び処理の状況

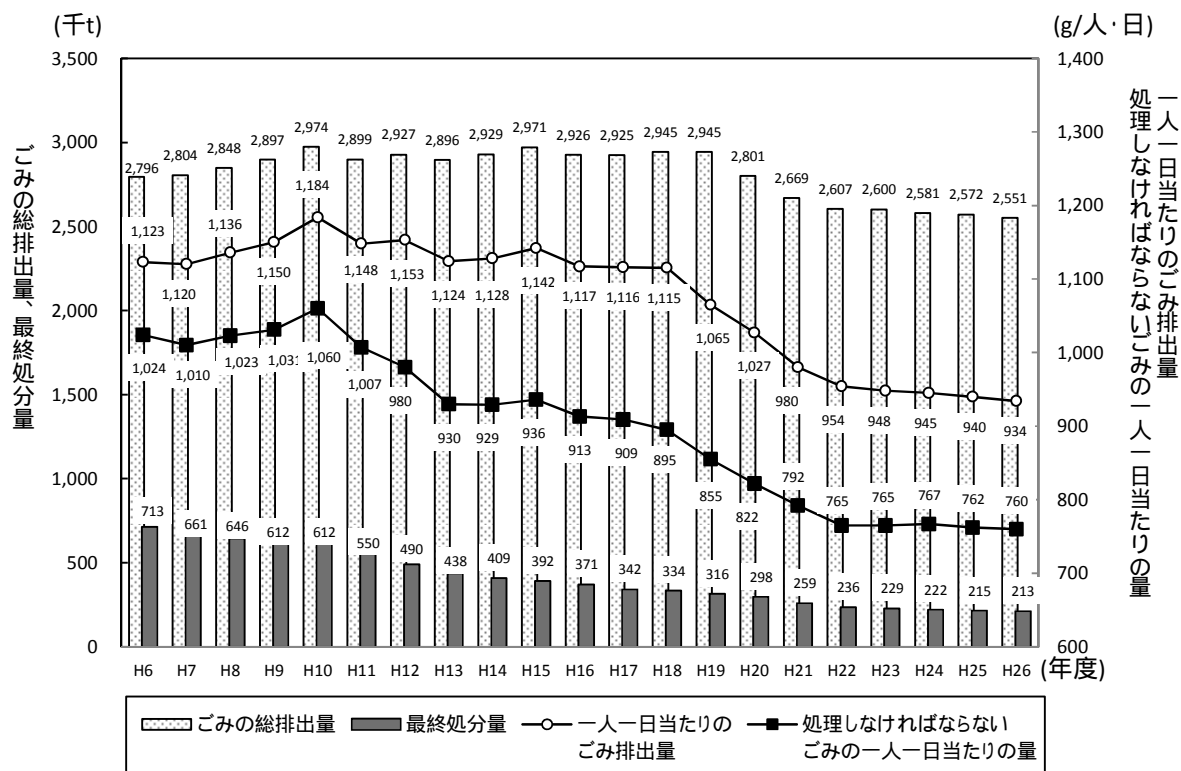
平成 26 年度のごみの総排出量は 255 万 1 千トンであり、平成 21 年度の 266 万 9 千トンに比べ 4.4%減少している。

ごみの一年間の総排出量を一人一日あたりに換算（以下「一人一日あたりのごみ排出量」という。）すると、平成 26 年度は 934 g となり、平成 21 年度の 980 g に比べ 4.7%減少している。

また、ごみの総排出量から資源ごみ量と集団回収量を除いた「処理しなければならないごみの量」を一人一日あたりに換算（以下「処理しなければならないごみの一人一日あたりの量」という。）すると、平成 26 年度は 760 g となり、平成 21 年度の 792 g に比べ 4.0%減少している。

ごみの総排出量は平成 19 年度以降、一人一日あたりのごみ排出量及び処理しなければならないごみの一人一日あたりの量は平成 10 年度以降、減少傾向にあったが、近年横ばい傾向にある。

平成 26 年度の最終処分量は 21 万 3 千トンで、平成 21 年度の 25 万 9 千トンに比べ 17.8%減少している（図 4）。

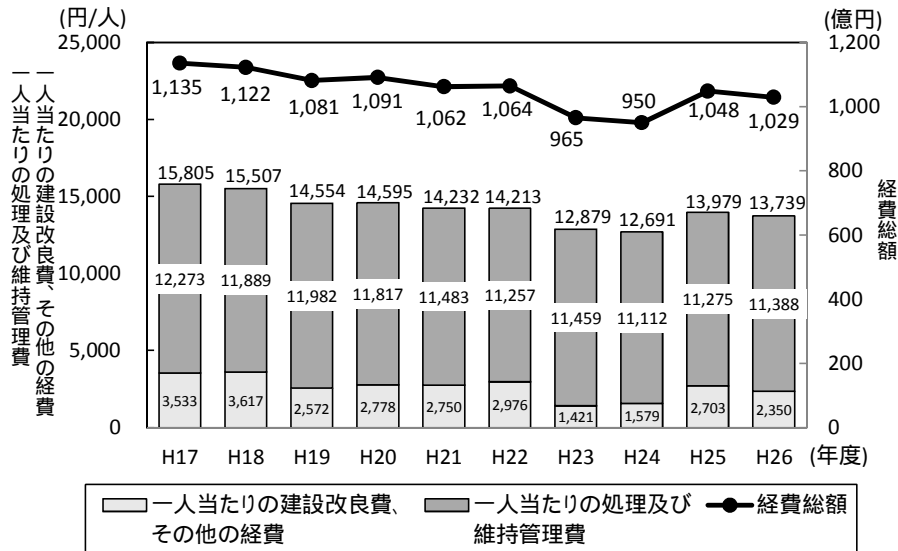


(注 1)「ごみの総排出量」とは、「収集ごみ量」、「直接搬入ごみ量」、「自家処理量」、「集団回収量」の合計値をいう。
 (注 2)「人口」の定義について、平成 19 年度から住民基本台帳人口に外国人登録人口を含めている。
 (注 3)数値は四捨五入のため、合計値が一致しないことがある。以下、全ての図について同様。

図 4 ごみの排出・処理状況の経年変化

平成 26 年度に市町村においてごみ処理に要した経費の総額は約 1,029 億円であり、これを県民一人当たり換算すると 13,739 円となる。

この内訳としては、処理及び維持管理費が 11,388 円(82.9%)、建設改良費、その他の経費が 2,350 円(17.1%)となっている。ごみ処理に要する経費の総額は、平成 18 年度以降減少傾向にあったが、平成 26 年度は、新規焼却施設等の建設に伴い増加した平成 25 年度とほぼ同額となっている(図 5)。



(注 1) グラフに示した経費は、市町村及び一部事務組合がごみ処理に要した費用の総額であり、市町村の組合分担金は含まない。

(注 2) 一人当たりの経費を算出するにあたっての人口の定義については、平成 19 年度から住民基本台帳人口に外国人登録人口を含めている。

図 5 ごみ処理経費の推移

平成 26 年度における、生活系ごみの収集量は 173 万 2 千トン、事業系ごみの収集量は 63 万 9 千トンであり、収集した総量のうち、生活系のごみが 73.0%を占めた。平成 21 年度と比較すると、生活系ごみは 4.9%減少しているが、事業系ごみは 1%増加している。(図 6)。

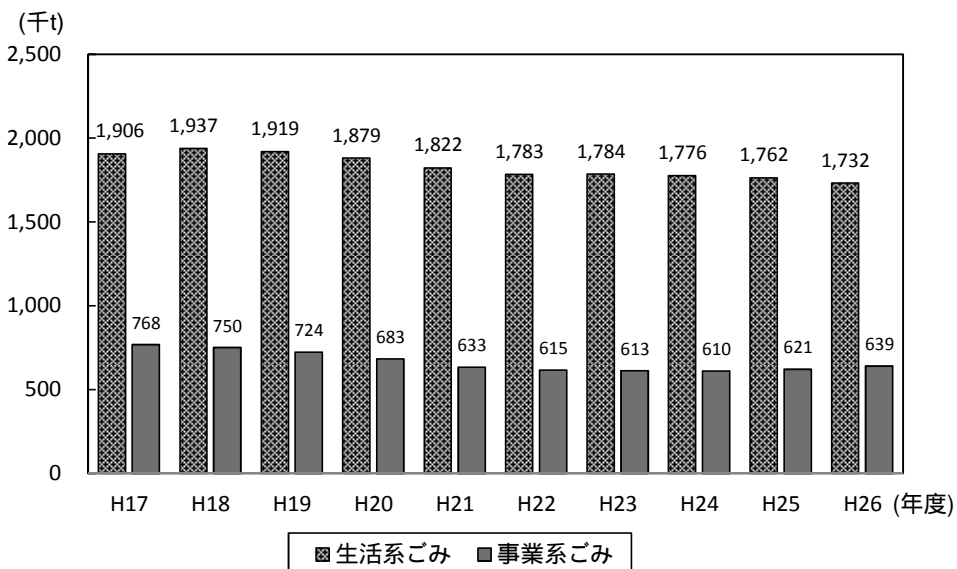
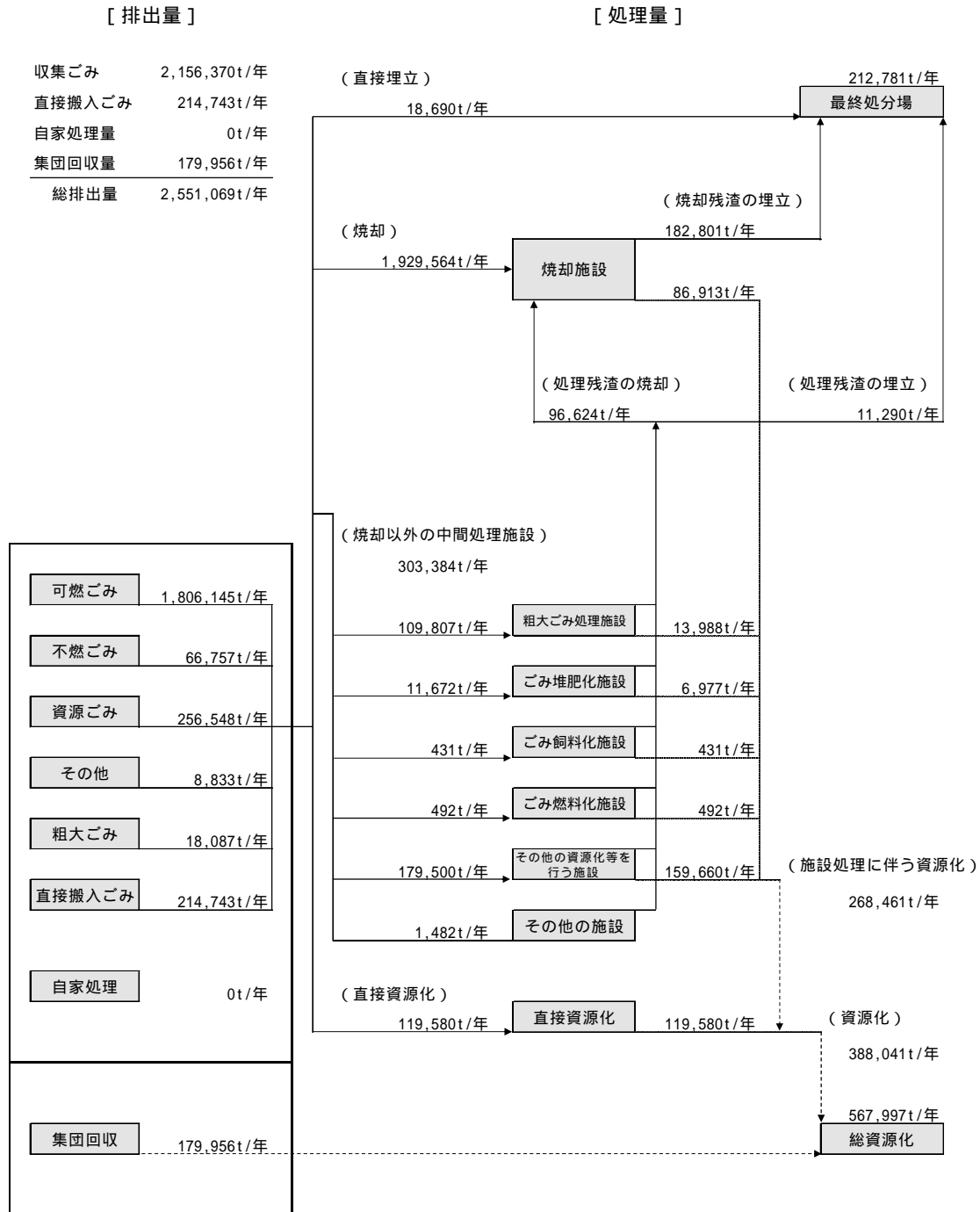


図 6 ごみの収集量の経年変化

ごみ処理の流れは、図7のとおりであり、平成26年度中に収集されたごみ215万6千トンと直接搬入されたごみ21万5千トンの総量237万1千トンが1年間でどのように処理されたかを表したもので、最終的に資源化されたものが56万8千トン、埋立処分されたものが21万3千トンであった。



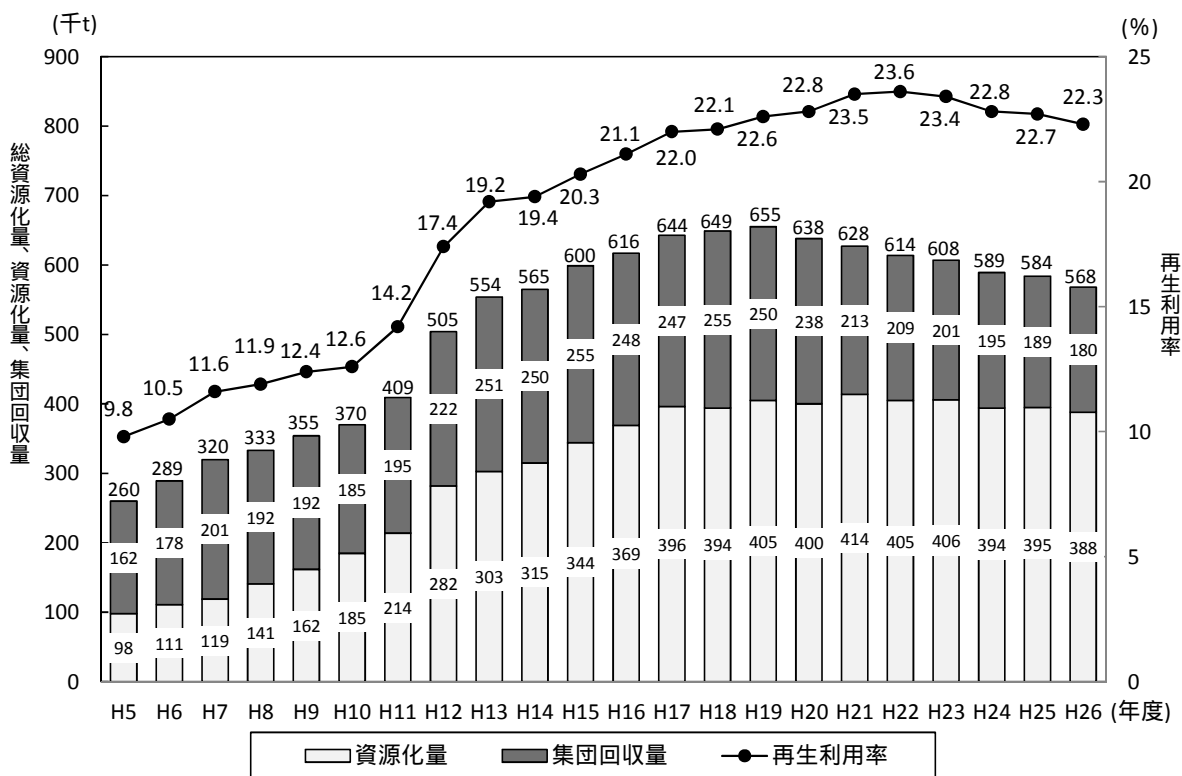
(注1) 「自家処理量」とは、計画収集区域内で、市町村等により計画収集される以外の生活系ごみで、自家肥料として用いるなど自ら処分している、又は直接農家等に依頼して処分されている量
(注2) 収集ごみの「その他」とは、スプレー缶やライターなどの危険ごみやその他の収集区分以外をいう。
(注3) 「その他の施設」とは、資源化を目的とせず埋立処分のための破碎・減容化等を行う施設をいう。
(注4) 収集から処理までのタイムラグにより、「収集ごみ量と直接搬入ごみの合計」と「処理量(直接埋立、焼却、焼却以外の中間処理、直接資源化)」は一致しない。

図7 ごみ処理の流れ(平成26年度)

(2) 一般廃棄物(ごみ)の資源化の状況

集団回収及び中間処理により直接資源化されるものを含めた平成26年度の総資源化量は56万8千トンで、平成21年度の62万8千トンに比べ9.6%減少している。平成19年度以降は、ごみの総排出量減少等に伴い総資源化量も減少している(図8)。

また、平成26年度の再生利用率は22.3%であり、平成21年度の23.5%と比べ、1.2ポイント減少している。



(注1)「資源化量」とは、「施設処理に伴う資源化量」と「直接資源化量」の合計値をいう。
 (注2)「総資源化量」とは、「資源化量」と「集団回収量」の合計値をいう。
 (注3)「再生利用率」= (「総資源化量」 / (「収集ごみ量」 + 「直接搬入ごみ量」 + 「集団回収量」)) × 100

図8 総資源化量と再生利用率の経年変化

消費者の分別排出、市町村の分別収集等による資源化の取組が行われ、平成26年度の総資源化量の内訳は、紙類28万6千トン、金属類4万2千トン、ガラス類4万5千トン、ペットボトル1万7千トン、プラスチック類5万8千トン、布類1万3千トン、溶融スラグや肥料等、その他10万7千トンとなっている(図9)。

紙類については、新聞や雑誌の発行部数の減少などにより近年減少傾向にある。その一方で、溶融スラグを含むその他については、溶融炉の新設等により増加傾向にある。

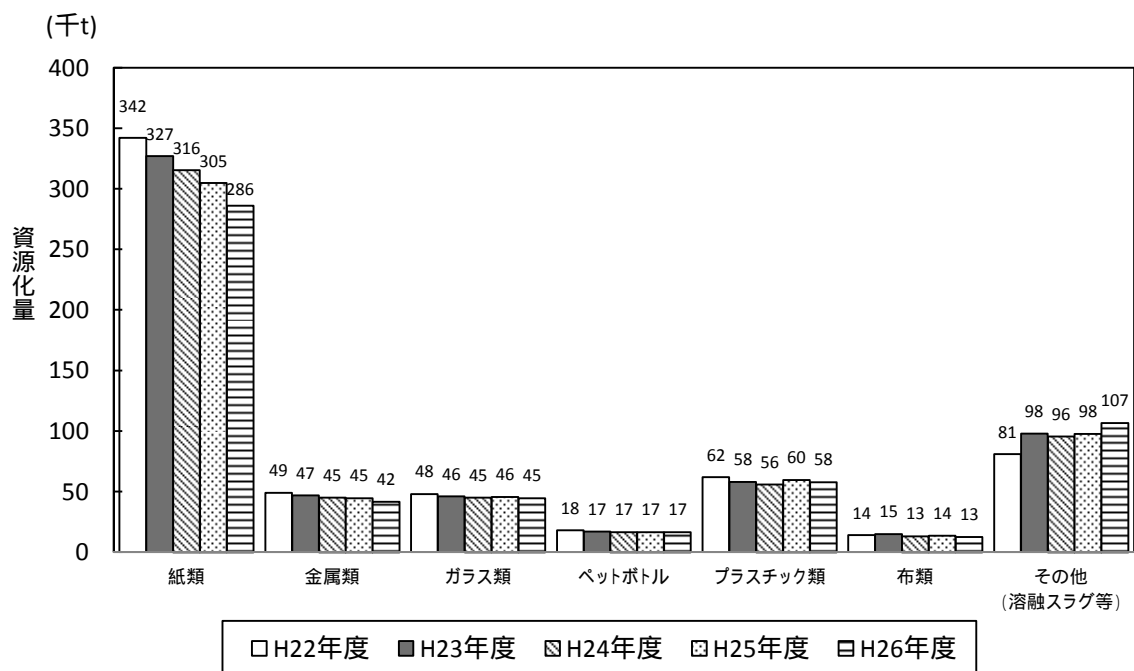


図 9 資源化の状況

(3) 一般廃棄物処理施設の設置状況

ア 中間処理施設及び資源化施設の状況

平成 26 年度末の市町村又は一部事務組合が設置し、稼働している中間処理施設及び資源化施設の数 は 97 である。その内訳は焼却施設が 36、ごみ燃料化施設が 2、粗大ごみ処理施設が 20、リサイクルプラザ、資源化センター等の資源化施設が 38 (うち堆肥化施設が 6)、その他 (破砕処理) 施設が 1 となっている (表 3)。

表 3 中間処理施設及び資源化施設の設置状況 (平成 26 年度末現在)

区 分	施設数	処理能力	備 考
焼却施設	36	9,544.5t/日	ほかに 5 施設休止
ごみ燃料化施設	2	0.2t/日	ほかに 1 施設休止
粗大ごみ処理施設	20	1,155.4t/日	ほかに 1 施設休止
資源化施設	38	699.8t/日	38 施設のうち 6 施設が堆肥化施設、ほかに 1 施設休止
その他施設	1	67.7t/日	
合 計	97	11,467.6t/日	

(注)施設数、処理能力は稼働中の数を示す。

イ 焼却施設におけるごみ発電の状況

平成 26 年度末の市町村又は一部事務組合が設置している焼却施設の総発電能力は 139.3MW（発電設備を有する 23 施設の合計）で、総発電量は 555.0GWh（稼働した 22 施設の合計）となっている。総発電能力は、平成 21 年度の 135.7MW に比べ 2.7%増加している。総発電量は、平成 21 年度の 472.3GWh に比べ 17.5%増加しており、上昇傾向にある（図 10）。

総発電能力には休止施設及び当該年度に着工した施設を含み、廃止施設は除いている。そのため、総発電量の数値の傾向とは必ずしも一致しない。

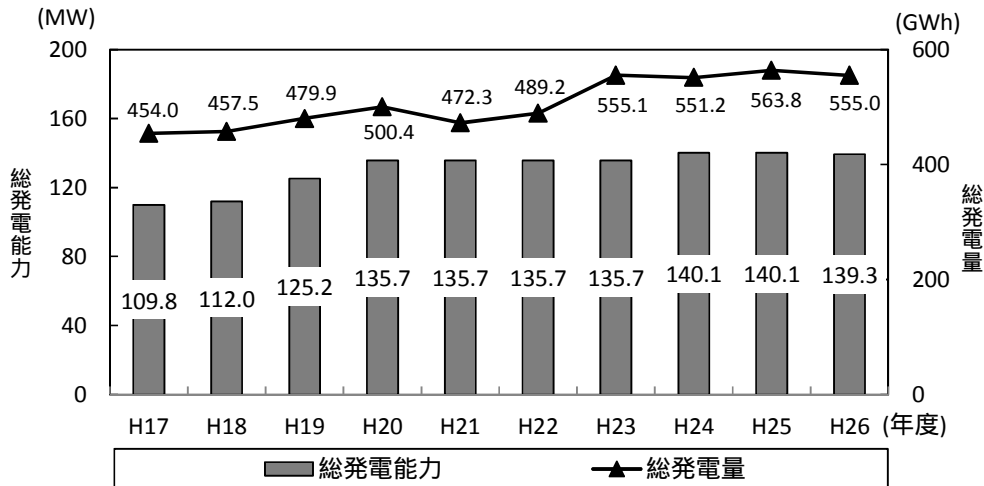


図 10 焼却施設におけるごみ発電の状況

ウ 最終処分場の状況

平成 26 年度末の市町村又は一部事務組合が管理している最終処分場の数は 84（休止、埋立終了を含む。）で、残存容量は 280 万 m³ である。これを平成 26 年度の最終処分量 9 万 8 千 m³ で除した値（残余年数）は 28.6 年と、平成 25 年度に比べ減少した。（図 11）

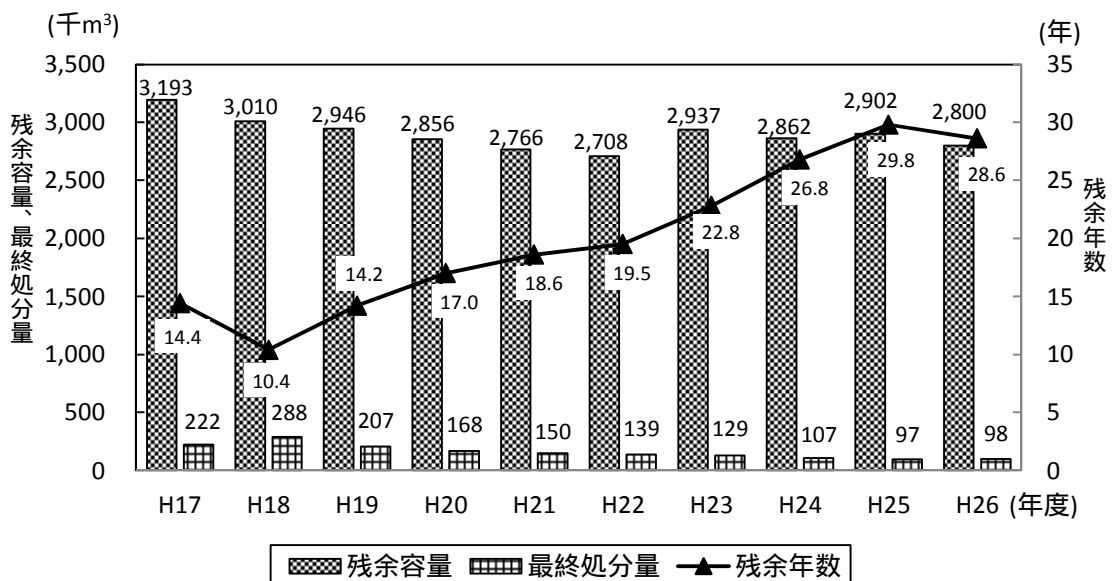


図 11 最終処分場の残存容量、最終処分量、残余年数の経年変化

(4) 一般廃棄物(ごみ)の最終処分の状況

中間処理の際に発生した処理残さ、焼却残さの処分を含め、平成26年度の最終処分量は21万3千トンで、平成21年度の25万9千トンに比べ17.8%減少している。最終処分量は、この10年で約4割減少している。

なお、このうち自区外(県外)の処分量は47千トンで、平成21年度の66千トンに比べ28.8%減少している。県外処分率は、増加・減少を繰り返しているが、長期的にみると減少傾向にある(図12)。

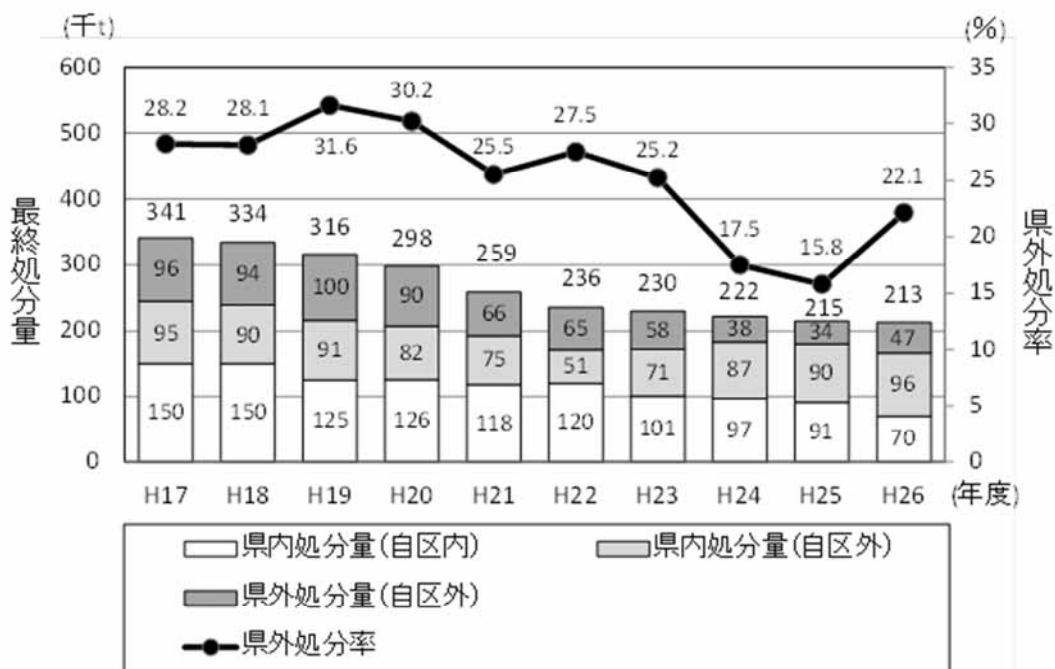


図12 ごみの最終処分量の経年変化

(5) 再生事業者の登録状況

専ら再生利用の目的となる廃棄物である金属くず、古繊維及びペットボトル等の再生を業として行っている場合は、知事の登録を受けることができる。

平成27年12月末現在の登録廃棄物再生事業者数は、金属くず133事業者、古紙89事業者、空きびん48事業者、古繊維22事業者、ペットボトル16事業者である。

(6) し尿処理の概況

ア し尿処理の状況

平成 26 年度のし尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）の総収集量は 120 万 1 千 kℓ であり、そのうち、し尿は 12 万 3 千 kℓ、浄化槽汚泥は 107 万 9 千 kℓ である。

平成 26 年度のし尿等の総処理量は 120 万 1 千 kℓ であり、平成 21 年度の総処理量 132 万 9 千 kℓ に比べ 9.6%減少している。

収集されたし尿等のうち、し尿処理施設により 106 万 2 千 kℓ、下水道投入により 13 万 9 千 kℓ、それぞれ処理されている（図 13）。

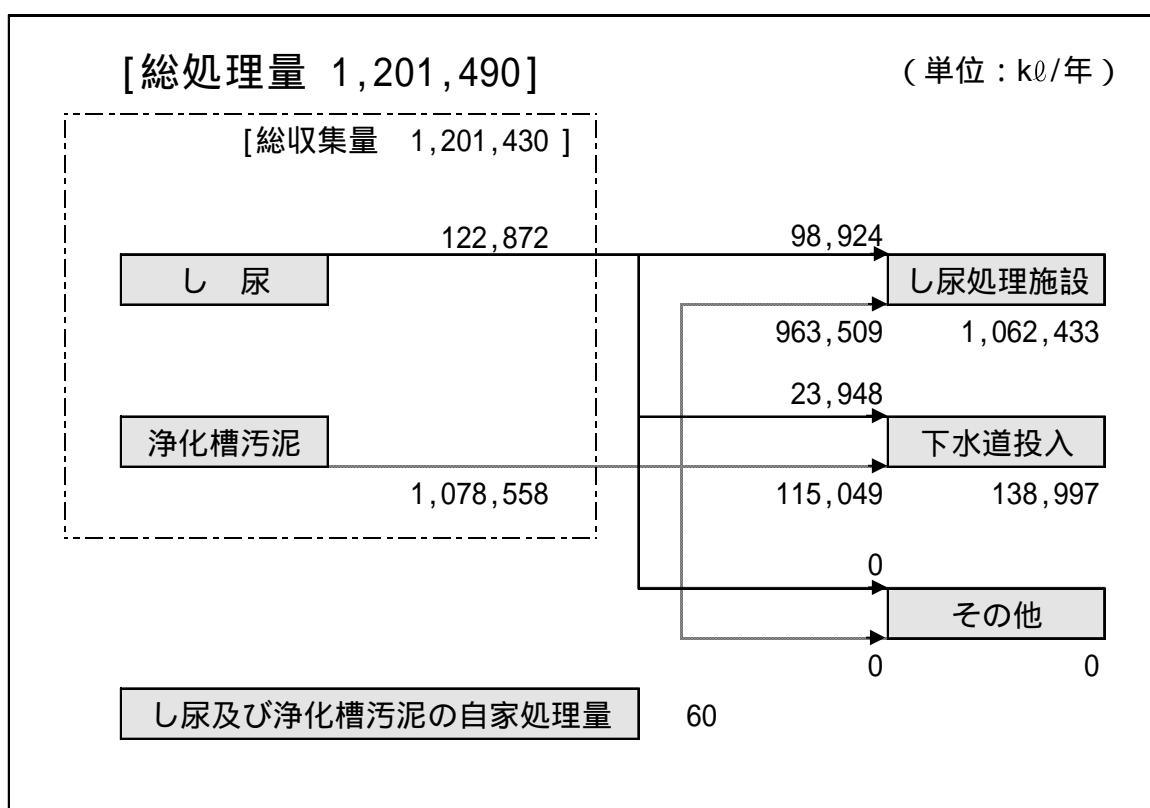
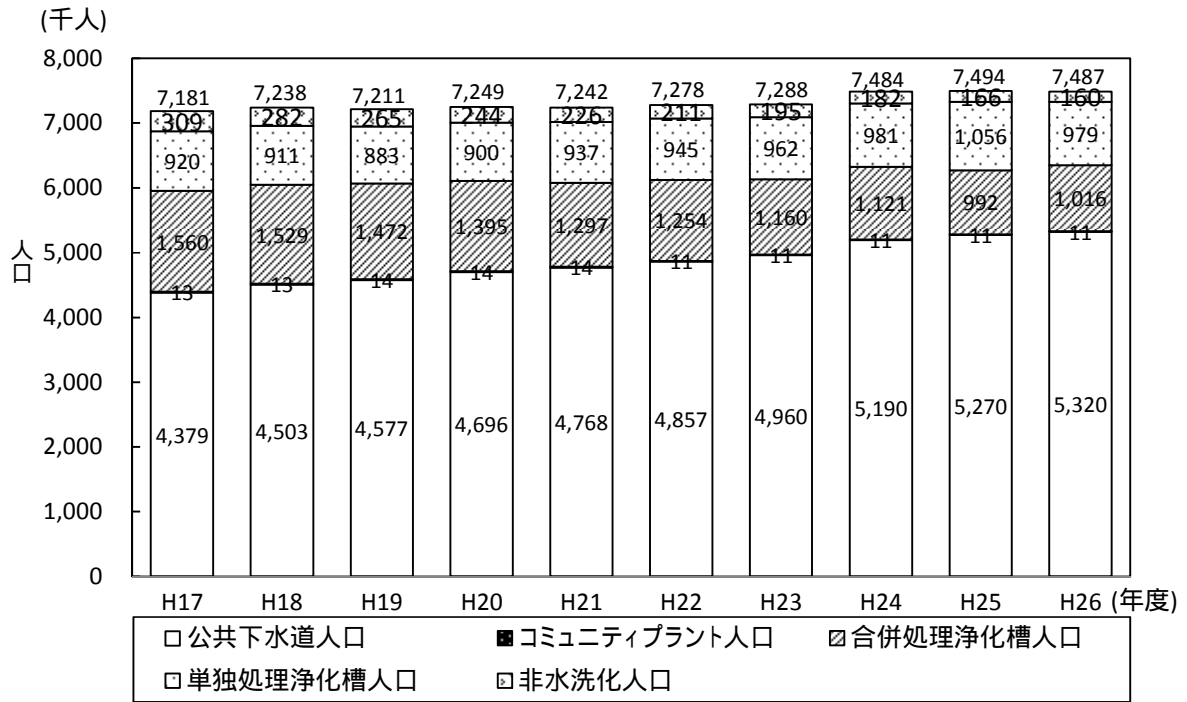


図 13 し尿等の処理の流れ（平成 26 年度）

し尿処理形態については、水洗化人口（公共下水道人口、コミュニティプラント人口、合併浄化槽人口及び単独浄化槽人口の和）は増加傾向に、非水洗化人口は減少傾向にあり、水洗化が進行している（図 14）。



(注)平成 24 年度からは、住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成 21 年法律第 77 号)の施行に合わせ、外国人人口を含めている。

図 14 し尿処理形態の推移

過去からの推移をみると、し尿等の収集量及びし尿等の処理量は減少傾向にある(図 15 及び図 16)。

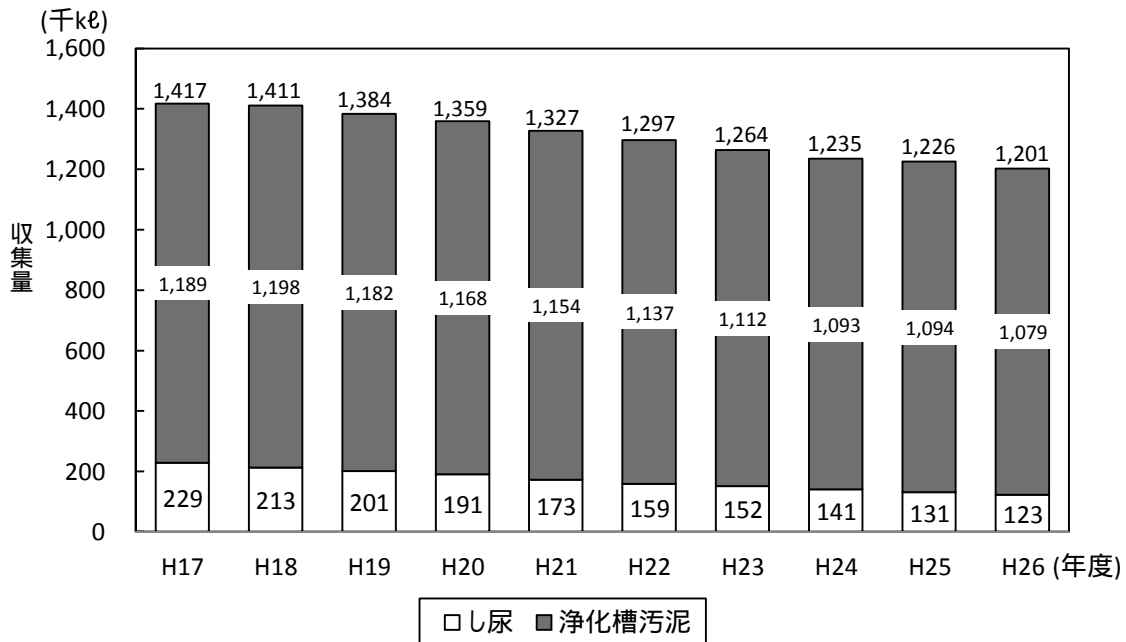


図 15 し尿等の収集量の推移

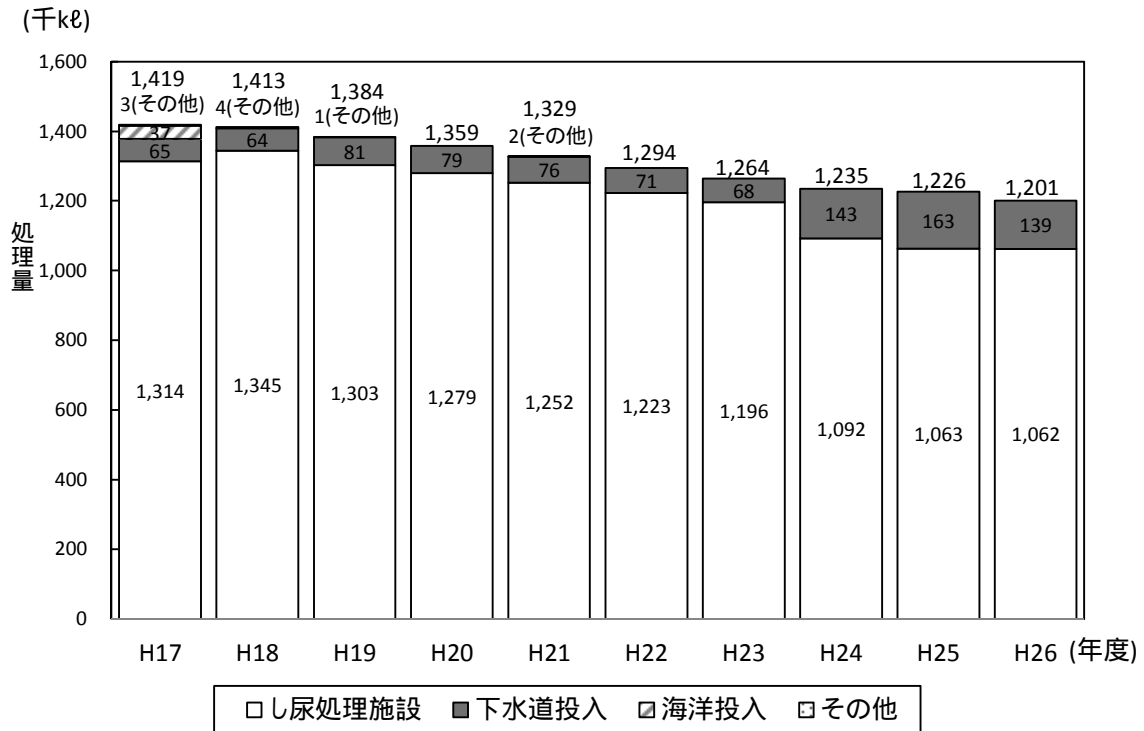


図 16 し尿等の処理量の推移

(7) し尿処理施設の設置状況

平成 26 年度末現在設置されている稼働中のし尿処理施設の数 は 33 (処理能力 4,558kℓ / 日) であり、休止中のし尿処理施設の数 は 1 (処理能力 80kℓ / 日) である。

平成 17 年度末時点でし尿処理施設の未整備市町村がなくなったことから、平成 18 年 4 月以降し尿はすべて陸上処理され、海洋投棄はされていない(図 16)。

3 産業廃棄物の現況

(1) 産業廃棄物の発生の状況

平成27年度に本県が実施した産業廃棄物処理状況調査によると、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）の平成26年度の発生量は1,976万1千トンであり、平成21年度の発生量1,780万1千トンに比べ11.0%増加している（図17）。

以前から増加傾向にあった発生量が平成21年度で大きく減少した原因は、その前年に発生した世界的な経済状況の悪化による生産活動の縮小と考えられ、その後も東日本大震災による影響等もあり、平成17年度以前の低い水準で推移しているが、増加傾向にある。

なお、本県の平成21及び23年度における製造品出荷額等は、平成20及び平成22年度と比べ少なく、同様な傾向が廃棄物発生量にも表れていると言える（図17、図18）。

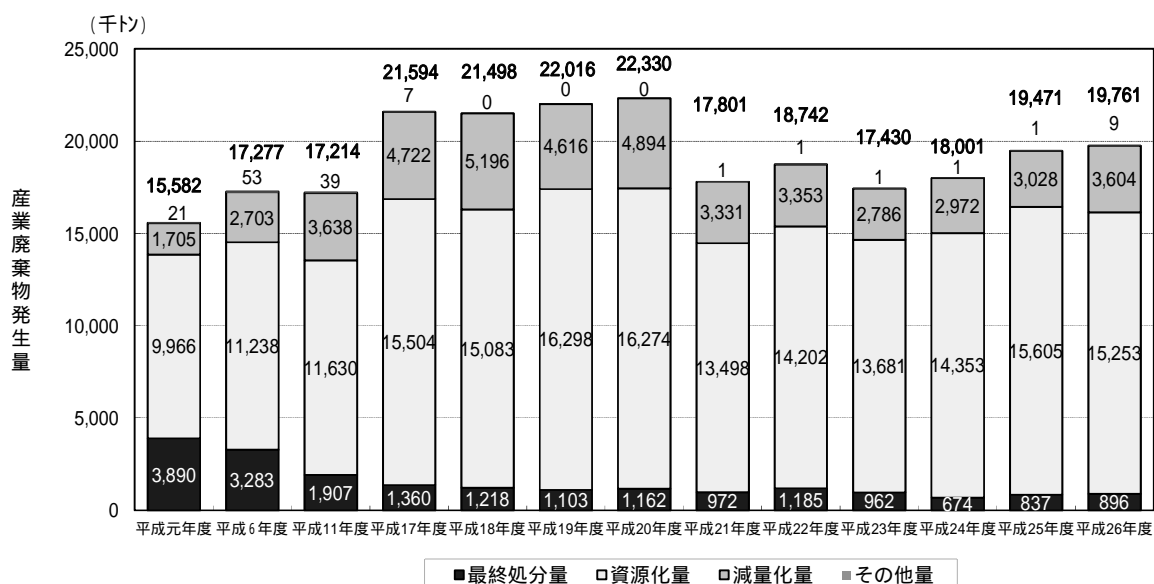


図17 産業廃棄物の発生量等の推移

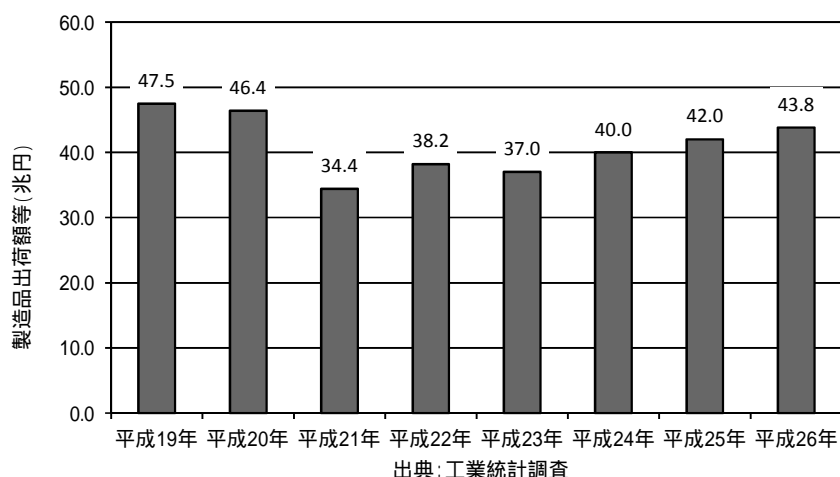


図18 製造品出荷額等の推移

平成 26 年度の産業廃棄物の発生量を業種別にみると、製造業が 51.4%、建設業が 24.4%、農業・林業が 11.0%、電気・ガス・熱供給・水道業が 10.1% を占めている。業種別の発生割合は、平成 21 年度と比べ大きな変化はない（図 19）。

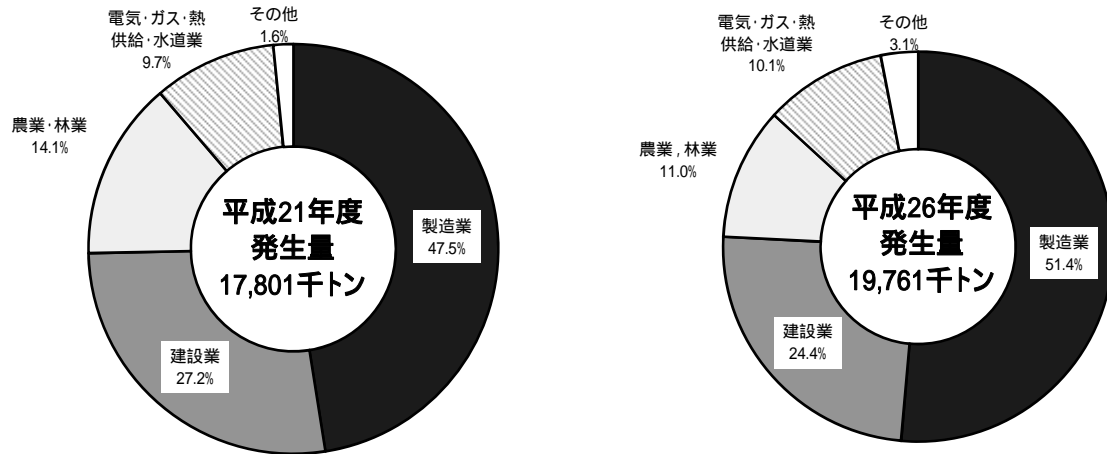


図 19 業種別発生状況

また、平成 26 年度の産業廃棄物の発生量を種類別にみると、鉱さいの 21.5%、がれき類の 17.3%、汚泥の 15.0%、金属くずの 11.0%、動物のふん尿の 11.0%、ばいじんの 9.0% と 6 種類の産業廃棄物で約 85% を占めており、種類別の発生割合は、平成 21 年度と比べ大きな変化はない（図 20）。

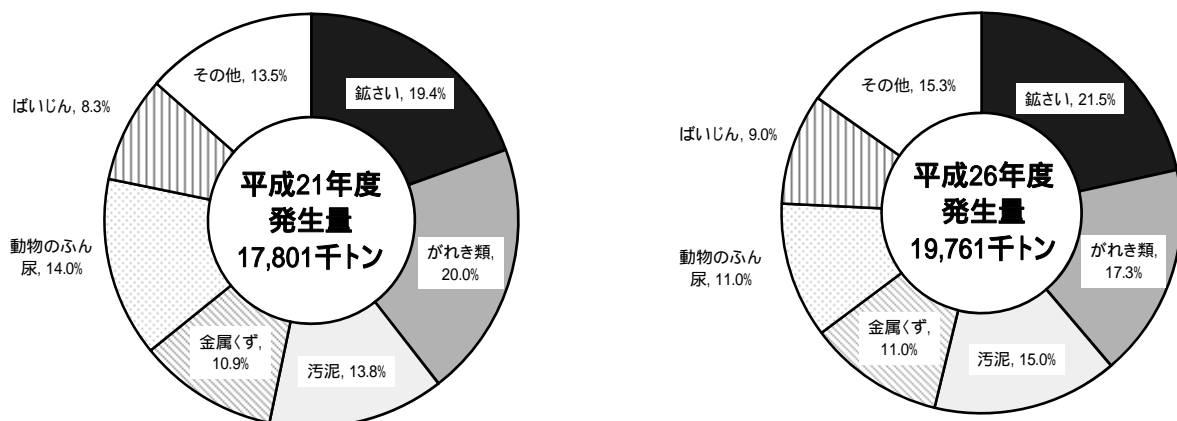


図 20 種類別発生状況

平成 26 年度の発生量は、この 6 種類の産業廃棄物のうち、動物のふん尿、がれき類を除く 4 種類については平成 21 年度の発生量から 12.0%（金属くず）から 23.1%（鉱さい）まで増加している（図 21、図 22）。なお、動物のふん尿及びがれき類の発生量は減少している。

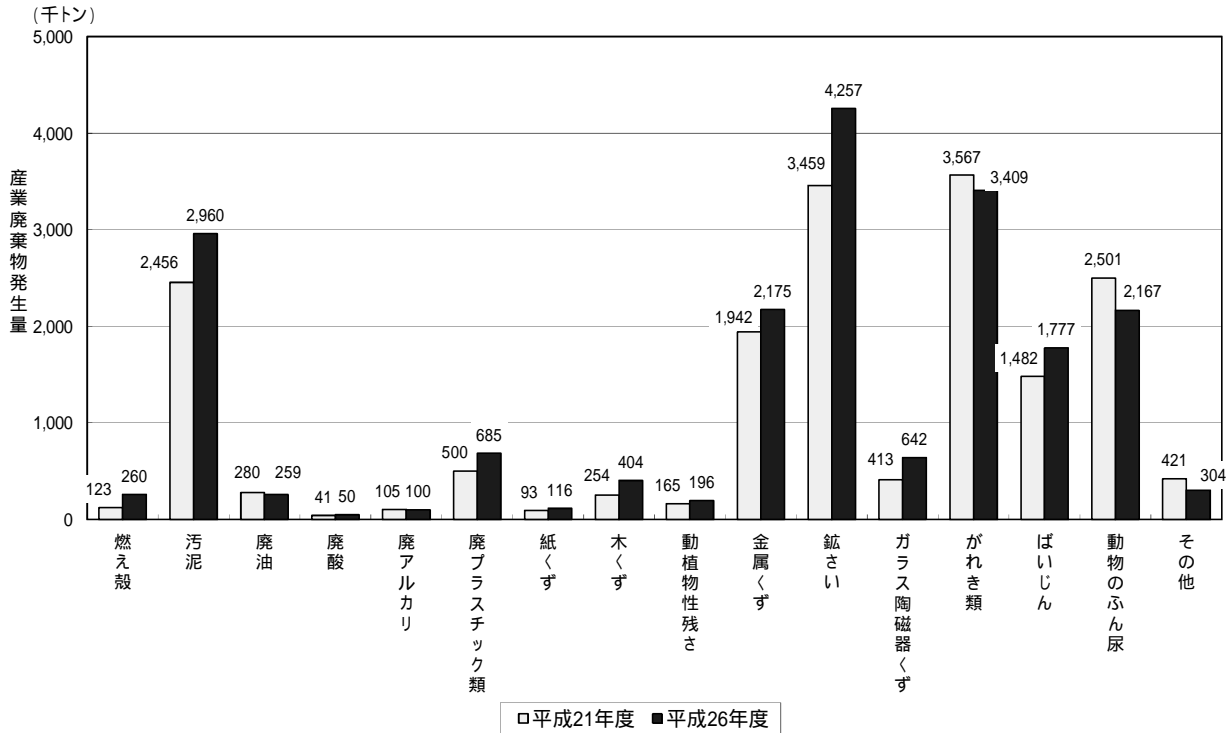


図 21 種類別発生量

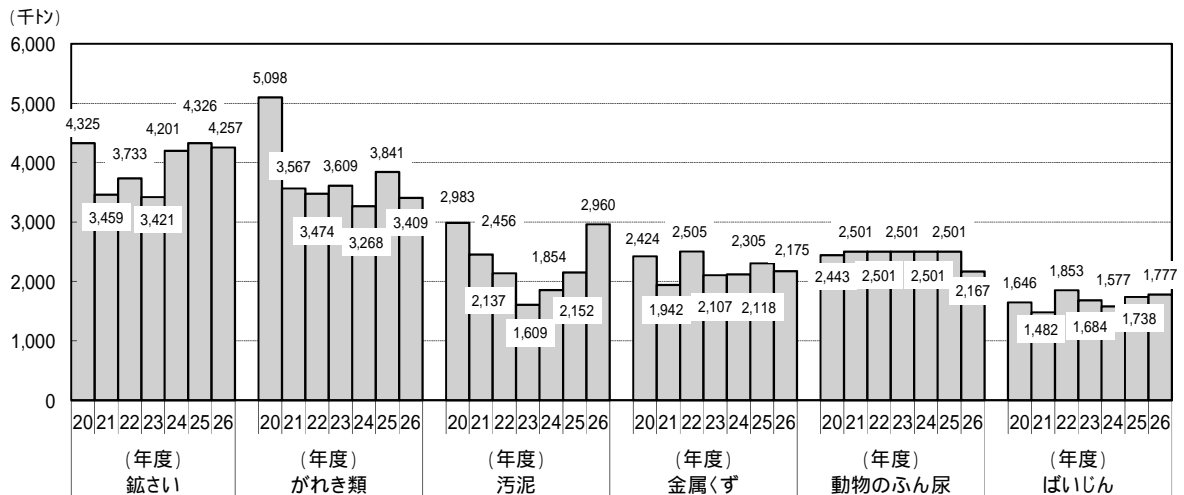


図 22 主な種類の産業廃棄物発生量経年変化

また、産業廃棄物の処理の流れ(図 23)より、平成 26 年度の資源化量は 1,525 万 3 千トン、減量化量は 360 万 4 千トン、最終処分量は 89 万 6 千トンとなっている。その最終処分量のうち 47 万 4 千トン(52.9%)が中間処理されることなく直接最終処分されている。

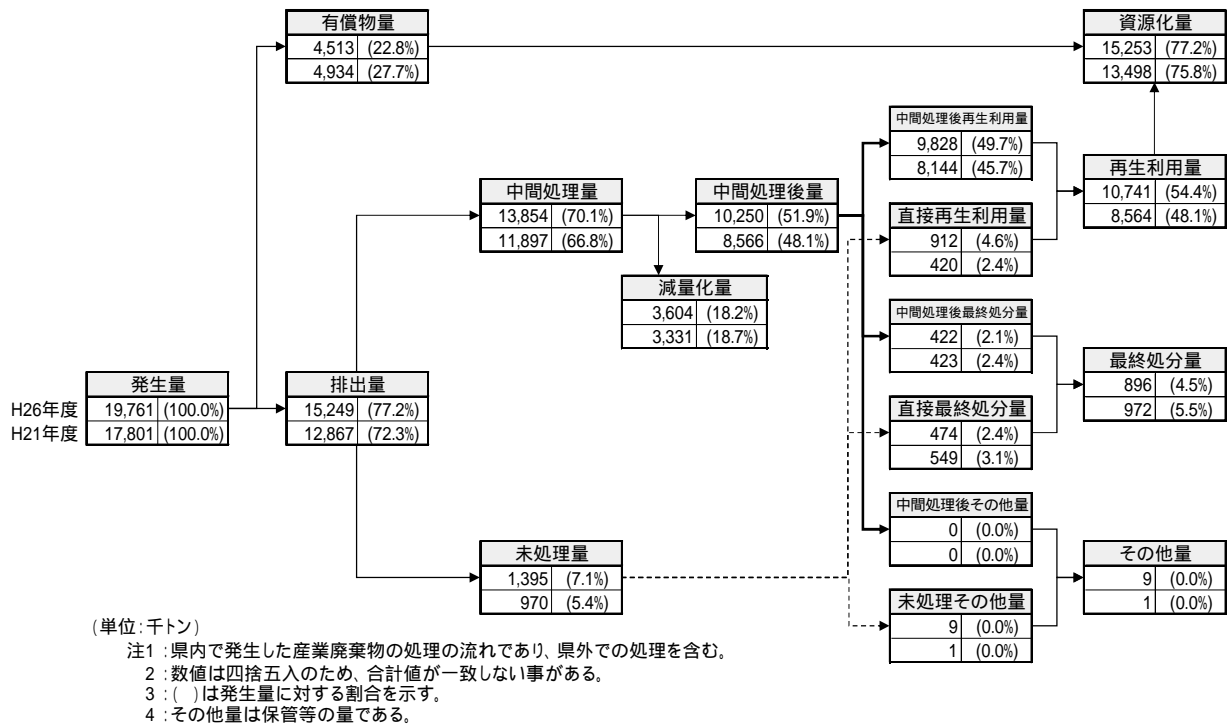


図 23 産業廃棄物の処理の流れ

(2) 産業廃棄物の減量化、資源化等の状況

ア 業種別の減量化、資源化の状況

平成 26 年度の減量化の状況(減量化率)を主な業種別にみると、高いものから農業・林業の 56.0%、電気・ガス・熱供給・水道業の 32.2%、製造業の 12.4%、建設業の 7.4%の順となっている。また、平成 26 年度の資源化の状況(資源化率)を業種別にみると、高いものから建設業の 87.9%、製造業の 84.1%、電気・ガス・熱供給・水道業の 58.0%、農業・林業の 44.0%の順となっている。平成 21 年度と比べ、建設業及び電気・ガス・熱供給・水道業において減量化率が増加している(表 4)。

表 4 主な業種別の産業廃棄物の処理・処分状況

単位:千トン

業種	年度	発生量	減量化量	資源化量				最終処分量		その他量
				有償物量	再生利用量	資源化率	資源化率	最終処分率	最終処分率	
製造業	H26	10,156	1,259 (12.4%)	8,537 (84.1%)	4,290 (42.2%)	4,247 (41.8%)	351 (3.5%)	8 (0.1%)		
	H21	8,455	1,147 (13.6%)	6,922 (81.9%)	4,737 (56.0%)	2,186 (25.9%)	385 (4.5%)	1 (0.0%)		
建設業	H26	4,827	359 (7.4%)	4,242 (87.9%)	32 (0.7%)	4,210 (87.2%)	226 (4.7%)	1 (0.0%)		
	H21	4,838	198 (4.1%)	4,302 (88.9%)	53 (1.1%)	4,249 (87.8%)	337 (7.0%)	1 (0.0%)		
農業・林業	H26	2,169	1,216 (56.0%)	953 (44.0%)	0 (0.0%)	953 (44.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)		
	H21	2,504	1,402 (56.0%)	1,101 (44.0%)	0 (0.0%)	1,101 (44.0%)	1 (0.0%)	0 (6.2%)		
電気・ガス・熱供給・水道業	H26	2,001	645 (32.2%)	1,159 (58.0%)	112 (5.6%)	1,047 (52.3%)	196 (9.8%)	0 (0.0%)		
	H21	1,727	515 (29.8%)	1,014 (58.7%)	126 (7.3%)	888 (51.4%)	198 (11.5%)	0 (0.0%)		
その他	H26	608	124 (20.4%)	361 (59.3%)	79 (12.9%)	283 (46.4%)	123 (20.2%)	0 (0.0%)		
	H21	278	69 (24.7%)	158 (56.9%)	18 (6.6%)	140 (50.3%)	51 (18.3%)	0 (0.0%)		
合計	H26	19,761	3,604 (18.2%)	15,253 (77.2%)	4,513 (22.8%)	10,741 (54.4%)	896 (4.5%)	9 (0.0%)		
	H21	17,801	3,331 (18.7%)	13,498 (75.8%)	4,934 (27.7%)	8,564 (48.1%)	972 (5.5%)	1 (0.0%)		

注1: 数値は四捨五入のため、合計値が一致しない事がある。
2()は発生量に対する割合を示す。

また、主な業種別の産業廃棄物の処理・処分状況を経年的にみると、減量化率は農業・林業は約 60～80%、電気・ガス・熱供給・水道業は 25%前後で推移している。資源化率については、建設業は約 90%、製造業は 80%前後となっている(図 24)。

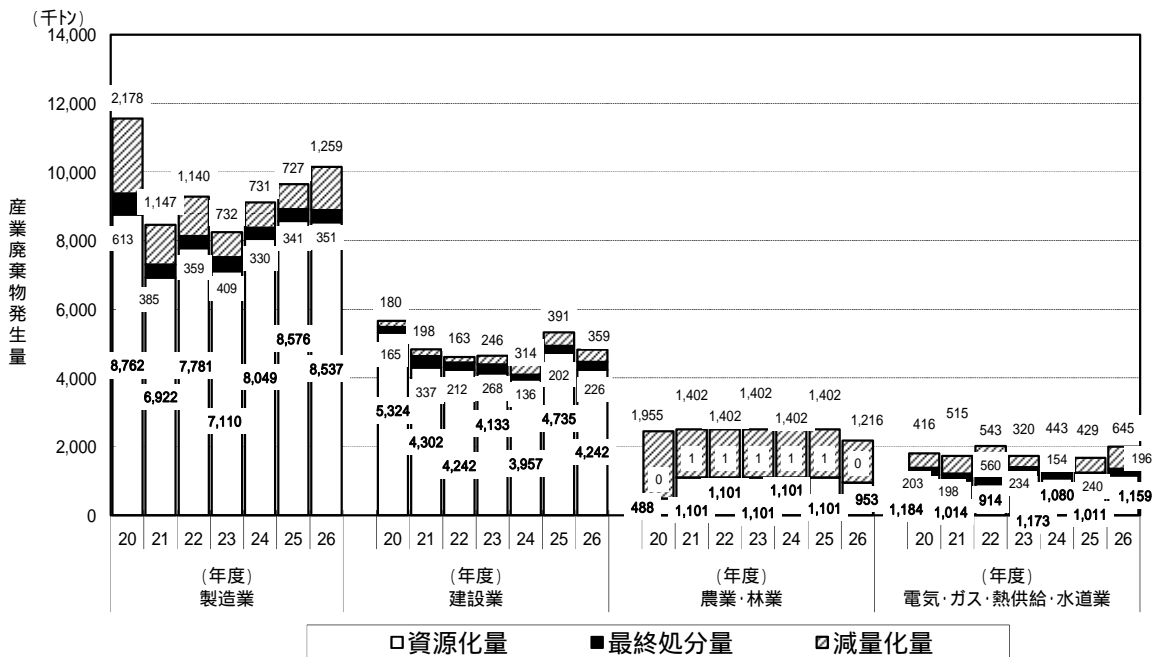


図 24 主な業種別の産業廃棄物の処理・処分状況経年変化

イ 種類別の減量化、資源化の状況

平成 26 年度の発生量に対する減量化の状況（減量化率）を産業廃棄物の種類別にみると、高いものから廃アルカリの 73.9%、汚泥の 59.0%、廃酸の 57.3%、動物のふん尿の 56.1%、廃油の 54.5%の順となっている。また、平成 26 年度の資源化の状況（資源化率）を産業廃棄物の種類別にみると、高いものから金属くずの 99.5%、鋳さいの 97.6%、紙くずの 95.1%、がれき類の 94.5%、ばいじんの 90.7%となっている。21 年度と比較すると、動植物性残さについて、資源化率が上昇している。その他の種類について、減量化・資源化率は同程度である（図 25）。



注1: ()は各廃棄物の発生量(千トン)を示す。
 注2: 割合の小さいものは数値の表示を一部省略した。
 注3: 数値は四捨五入のため合計が一致しないことがある。

図 25 産業廃棄物の種類別の処理・処分状況

また、平成 26 年度の資源化量を種類別にみると、多いものから鉱さいの 415 万 6 千トン、がれき類の 322 万トン、金属くずの 216 万 3 千トン、ばいじんの 161 万 2 千トンの順となっている（図 26）。

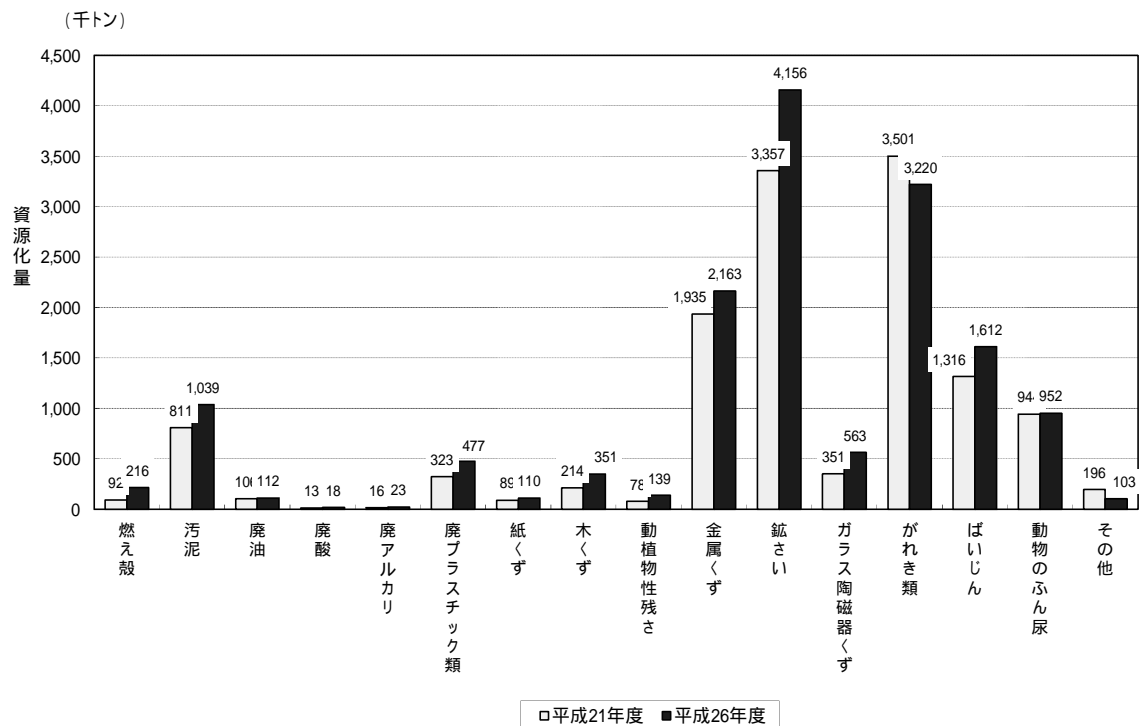


図 26 産業廃棄物の種類別の資源化量

発生量の多い産業廃棄物について減量化・資源化の状況を経年的にみると、鉱さい、がれき類、金属くず及びばいじんについては、各年度とも資源化率は 90% 以上となっており経年的な変化は認められない(図 27)。

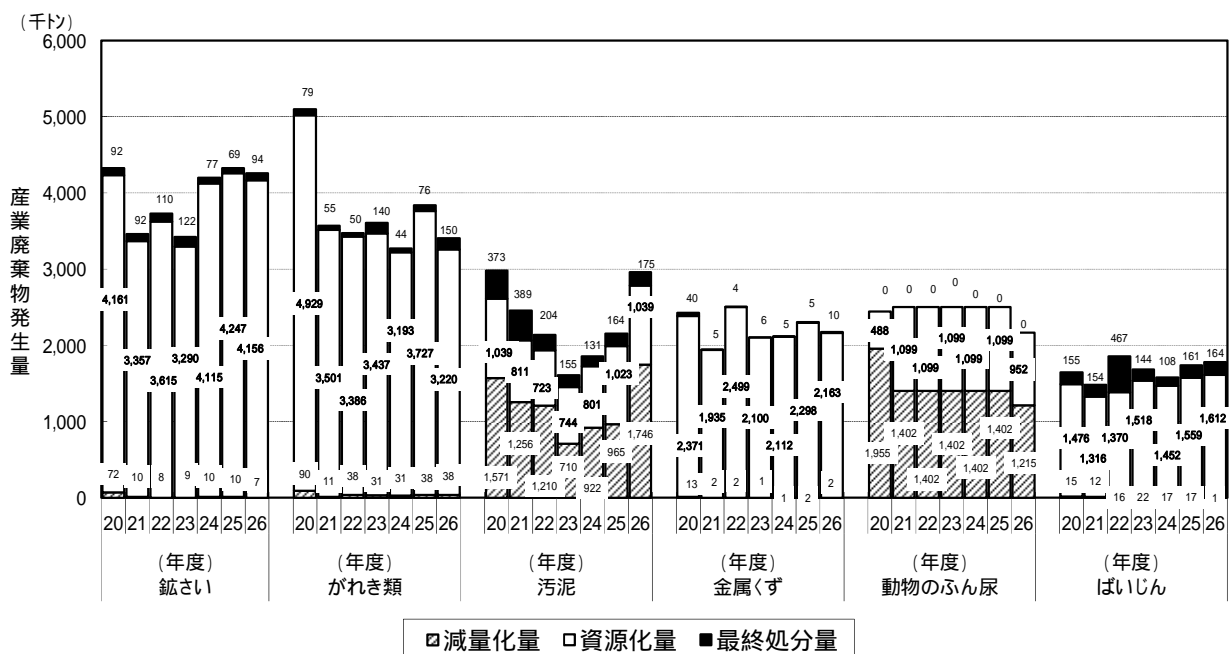


図 27 産業廃棄物の処理状況の経年変化

ウ 中間処理の自社処理、委託処理の状況

平成26年度の産業廃棄物の中間処理量 1,385万4千トンを実施主体別にみると、自社処理が36.8%、委託処理が63.2%となっており、平成21年度とほぼ同じ割合となっている(図28)。

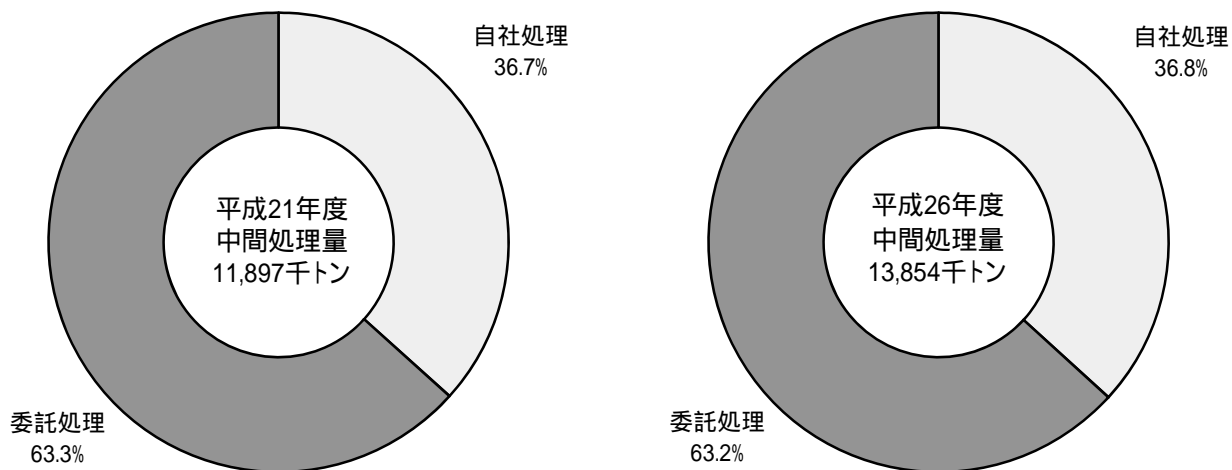


図28 中間処理の自社処理、委託処理状況

エ 再生利用の状況

平成26年度に主に中間処理を経た後に再生利用された量は10,741千トンで、その再生利用の用途は、原料・材料が48.2%で最も多く、次いで建設材料が40.8%、飼料・肥料が10.2%、燃料が0.8%となっている。平成21年度と比較すると、原料・材料の再生利用の割合が大幅に増加している。(図29)。

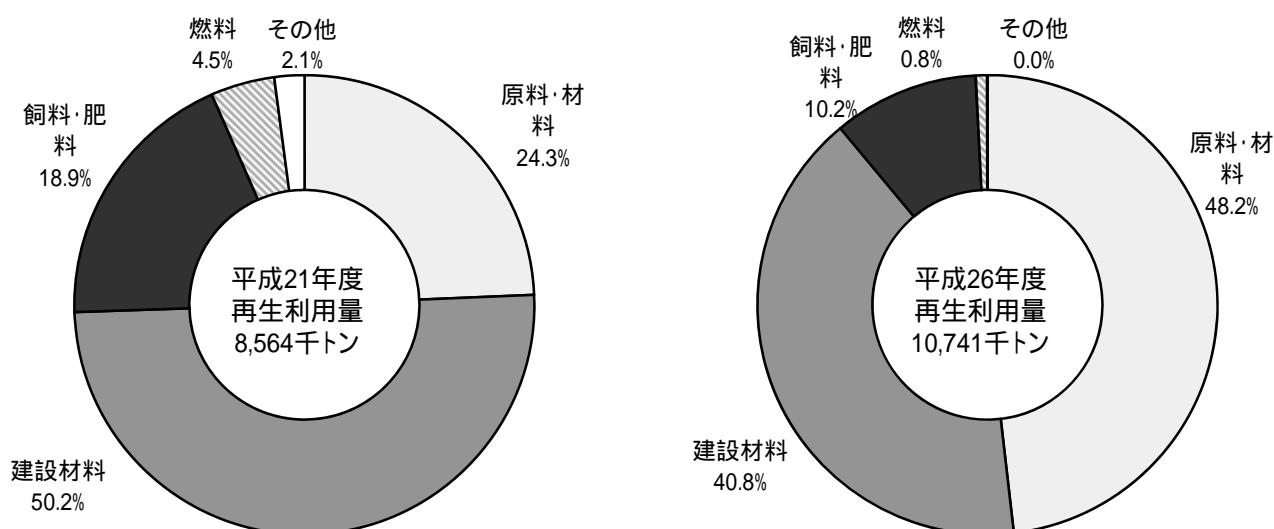
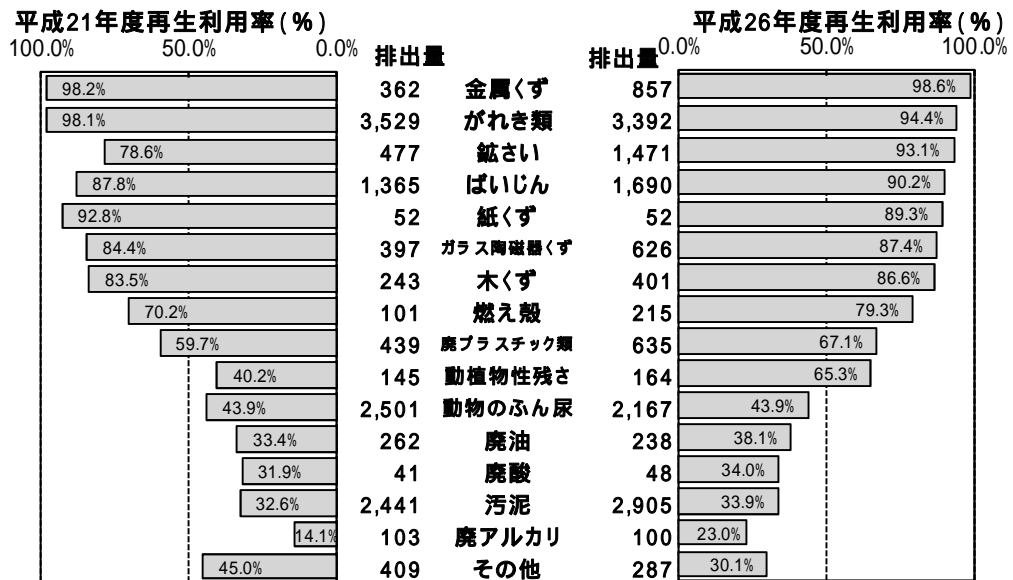


図29 産業廃棄物の再生利用の用途

また、再生利用率（排出量に対する再生利用量の割合）の状況を産業廃棄物の種類別にみると、高いものから金属くずの98.6%、がれき類の94.4%、鉱さいの93.1%、ばいじんの90.2%、紙くずの89.3%の順となっている。平成21年度と比べ、多くの品目で再生利用率が上昇している（図30）。

産業廃棄物全体での再生利用率は、近年、70%を超える水準で推移している（図31）。



注：廃棄物の排出量の単位は千トンである。

図30 産業廃棄物の種類別の再生利用率

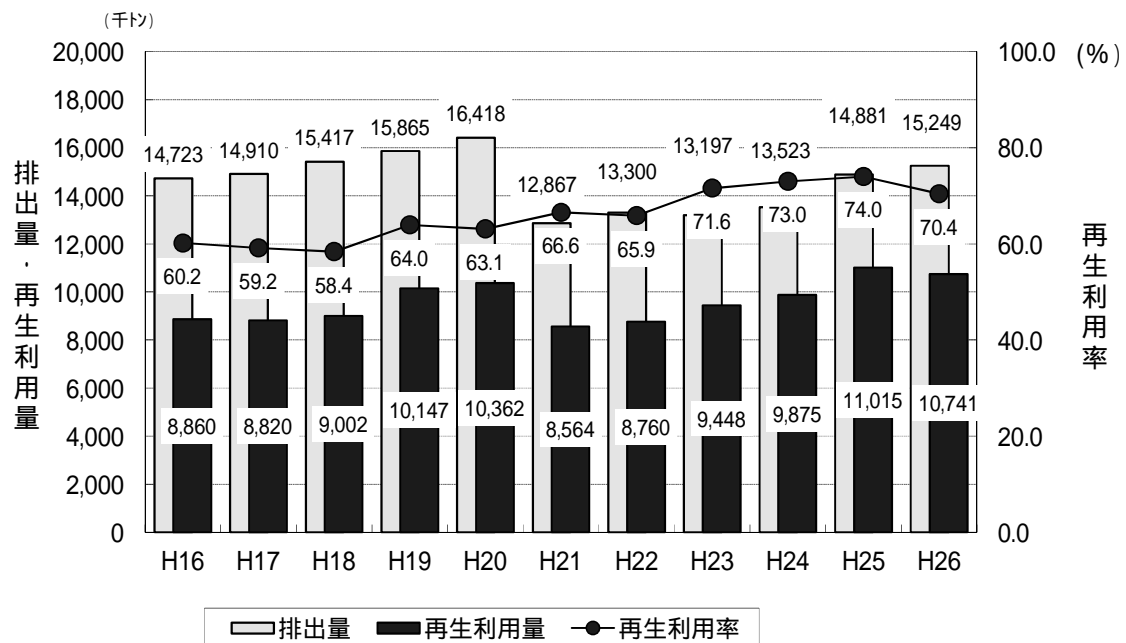


図31 再生利用率の推移

(3) 産業廃棄物の最終処分の状況

最終処分量は減少傾向が見られ、平成26年度の最終処分量は89万6千トンであり、平成21年度の97万2千トンに比べ7.8%減少している(図32)。

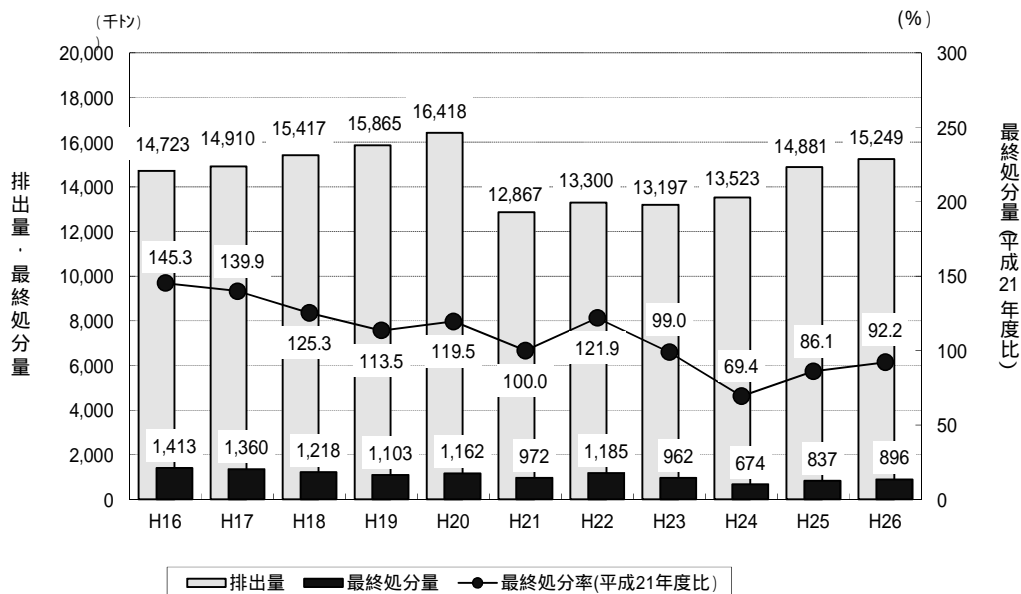


図32 最終処分量の推移

平成26年度の最終処分量を産業廃棄物の種類別にみると、多いものから汚泥の17万5千トン、ばいじんの16万4千トン、がれき類の15万トン、廃プラスチック類の11万トン、鉱さいの9万4千トン、ガラス陶磁器くずの6万9千トンの順となっている(図33)。

なお、汚泥の平成26年度の最終処分量は、平成21年度と比較して大きく変動しているように見えるが、図27(p20)に示すとおり近年は大きな変動は見られない。

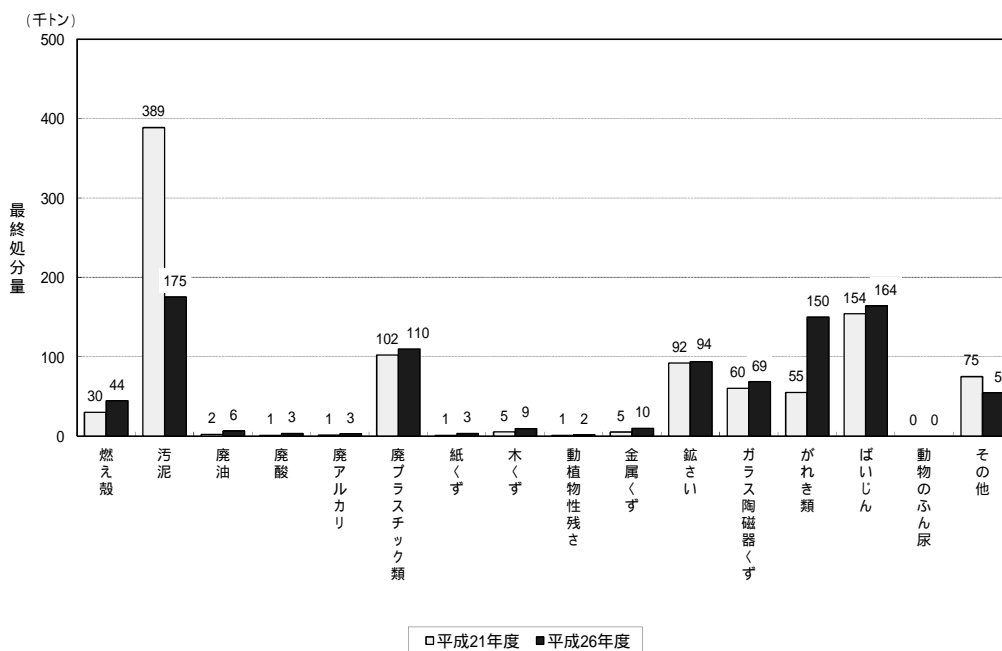


図33 種類別の最終処分量

平成 26 年度の最終処分量の種類別内訳をみると、汚泥 19.5%、ばいじん 18.3%、がれき類 16.7%、廃プラスチック類 12.3%、鉱さい 10.4%、ガラス陶磁器くず 7.7%となっており、6 種類の産業廃棄物で全体の約 85%を締めている。平成 21 年度と比べ、汚泥の割合が減少し、がれき類の割合が増加している（図 34）。

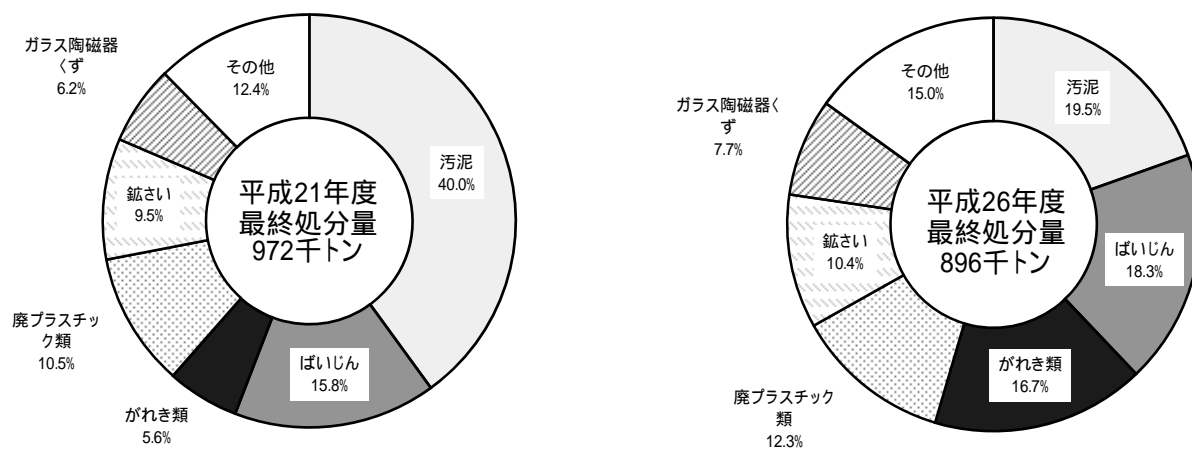


図 34 産業廃棄物の種類別の最終処分状況

平成 26 年度の最終処分量 89 万 6 千トンを実施主体別にみると、自社処分が 18.7%、委託処分が 81.3%となっており、平成 21 年度と比べ、委託処分の割合がやや増加している（図 35）。

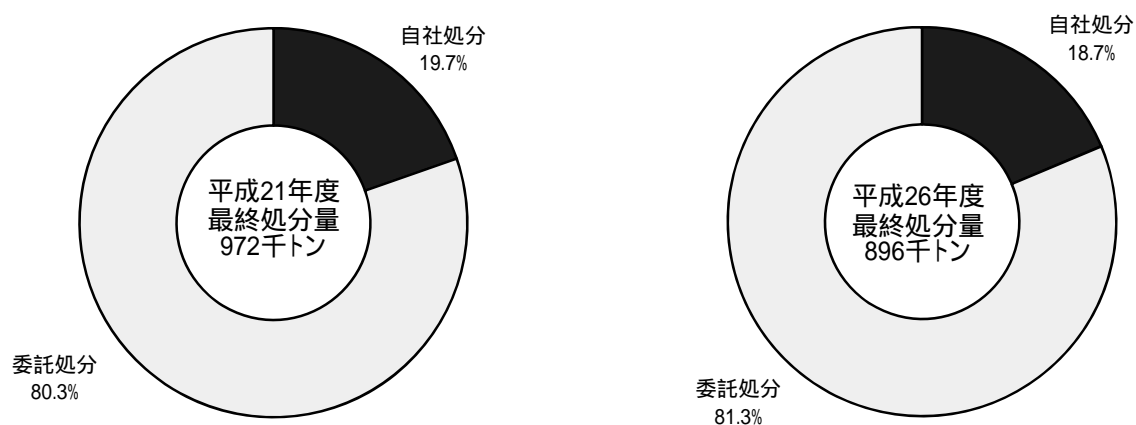


図 35 最終処分の自社処分、委託処分状況

(4) 県内外移出入の状況

平成26年度に県外へ持ち出されて処理された産業廃棄物(県外移出)は239万2千トンで、平成21年度の291万4千トンに比べ、減少している。県外移出状況を県別にみると、近隣の三重県へ29.0%、岐阜県へ15.2%、静岡県へ3.3%となっている。県外移出量を中間処理と最終処分の別にみると、中間処理目的226万トン、最終処分目的13万2千トンとなっている。

また、平成26年度に県内に持ち込まれて処理された産業廃棄物(県内移入)は98万3千トンで、平成21年度の57万7千トンと比べ、約1.7倍に増加している。県内移入状況を県別にみると、近隣の岐阜県から49.3%、三重県から19.5%、静岡県から10.7%となっている。県内移入量を中間処理と最終処分の別にみると、中間処理目的97万8千トン、最終処分目的6千トンとなっている(図36)。県内外移出入の経年変化は、図37のとおりである。

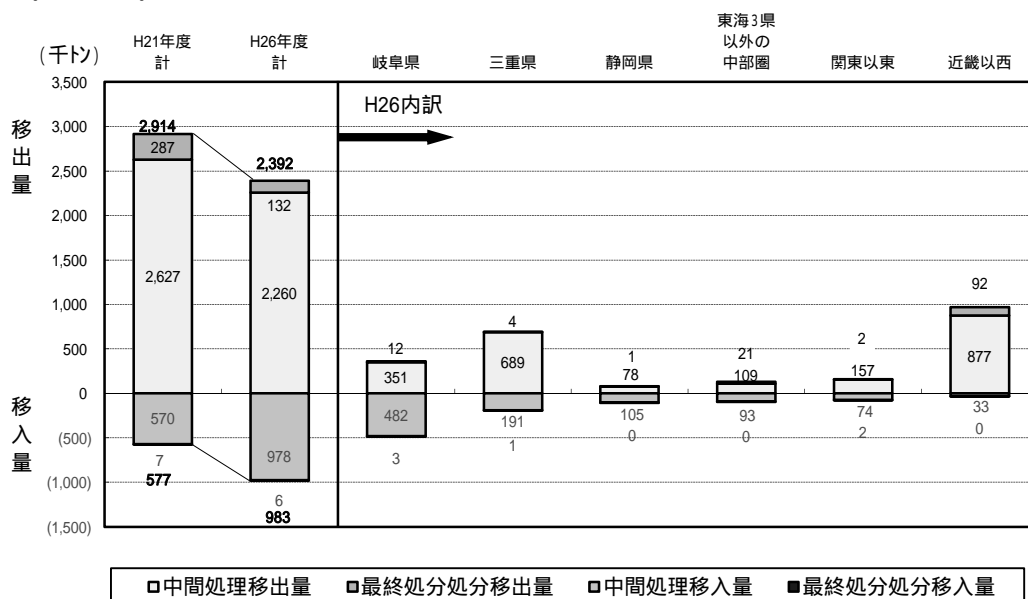


図36 産業廃棄物の県内外への移出入状況(中間処理及び最終処分目的)

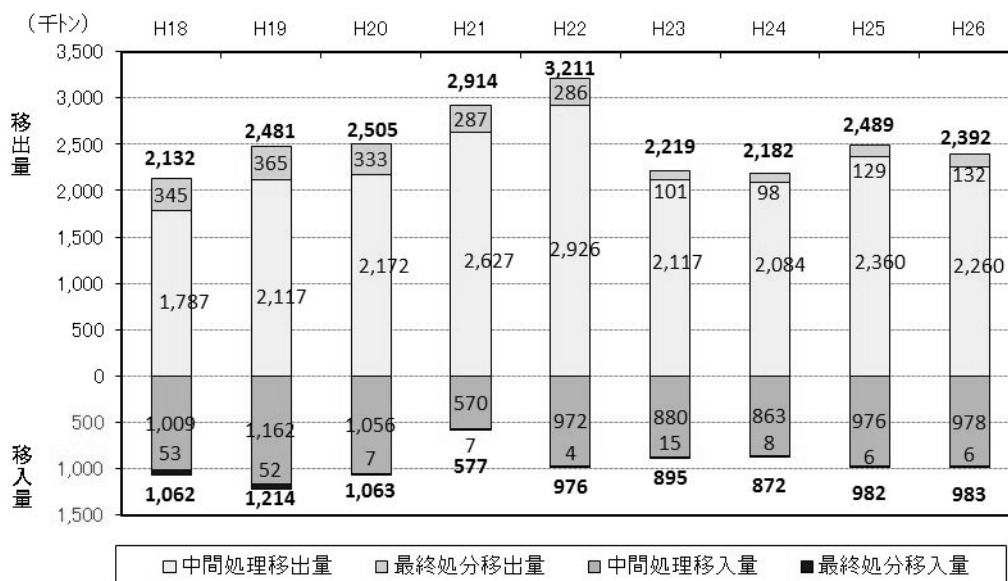


図37 産業廃棄物の県内外への移出入状況の経年変化

(5) 特別管理産業廃棄物の状況

平成 26 年度の特別管理産業廃棄物の発生量は 17 万トンであり、これを種類別にみると、特定有害産業廃棄物が 41.5%、引火性廃油が 19.4%、腐食性廃酸が 18.0%、感染性産業廃棄物が 12.6%、腐食性廃アルカリが 8.5%となっている。平成 21 年度と比べ、腐食性廃アルカリ及び特定有害産業廃棄物の割合が減少し、腐食性廃酸、引火性廃油及び感染性産業廃棄物の割合が増加している(図 38)。

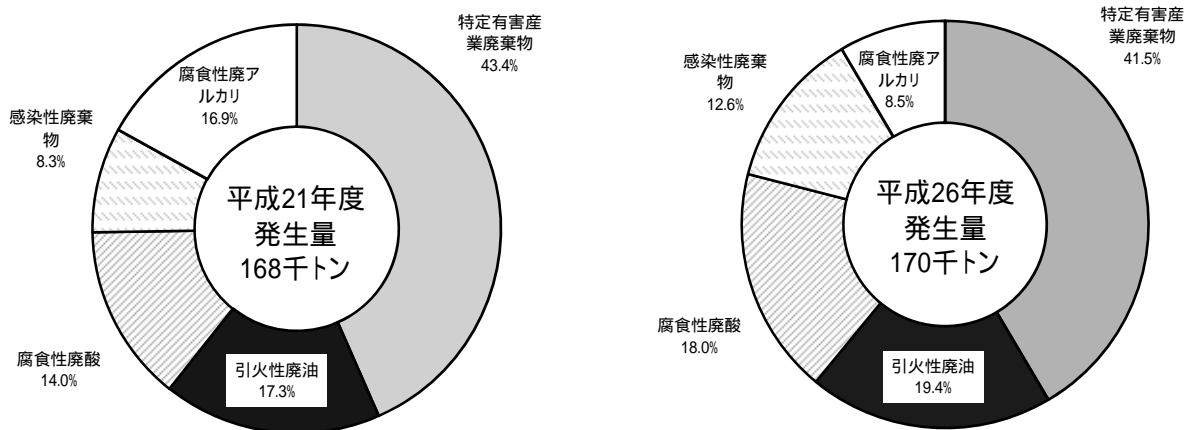


図 38 特別管理産業廃棄物の種類別発生量

また、特別管理産業廃棄物の処理状況については、資源化量が 4 万 1 千トン、最終処分量が 1 万 3 千トンとなっており、平成 21 年度と比較すると資源化量及び最終処分量が減少し、減量化量が増加している(表 5)。

表 5 特別管理産業廃棄物の処理・処分状況

単位:千トン

年度	発生量	減量化量		資源化量				最終処分量		その他量			
				有償物量	再生利用量	資源化率	再生利用率						
H26	170	115	(68.0%)	41	(24.2%)	4	(2.5%)	37	(21.7%)	13	(7.8%)	0	(0.0%)
H21	168	94	(56.1%)	57	(34.1%)	7	(4.2%)	50	(29.9%)	17	(9.8%)	0	(0.0%)

注1:()は発生量に対する割合を示す。

注2:数値は四捨五入のため合計が一致しないことがある。

(6) 産業廃棄物処理施設の設置状況

ア 中間処理施設の状況

平成 27 年度末現在の許可を受けた中間処理施設の設置数は 946 施設であり、その内訳は木くず又はがれき類の破碎施設が 370 施設と最も多く、次いで汚泥の脱水施設が 317 施設となっており、この 2 施設で全体の 72.6% を占めている (表 6)。

表 6 中間処理施設の設置状況 (平成 28 年 3 月末現在)

施設の種類 (処理能力)		施設数	処理能力	
中間 処 理 施 設	汚泥	脱水施設 (10m ³ /日を超えるもの)	317	74,101.8 m ³ /日
		乾燥施設 (10m ³ /日を超えるもの)	8	844.7 m ³ /日
		乾燥施設 (天日) (100m ³ /日を超えるもの)	1	126.0 m ³ /日
		焼却施設 (5 m ³ /日を超えるもの、200kg/時以上のもの又は火格子面積 2 m ² 以上のもの)	26	1,394.6 m ³ /日
	廃油	油水分離施設 (10m ³ /日を超えるもの)	16	1,135.6 m ³ /日
		焼却施設 (1 m ³ /日を超えるもの、200kg/時以上のもの又は火格子面積 2 m ² 以上のもの)	28	989.5 m ³ /日
	廃酸又は廃アルカリの中和施設 (50m ³ /日を超えるもの)		5	10,592.0 m ³ /日
	廃 プ ラ ス チ ッ ク 類	破碎施設 (5 t/日を超えるもの)	78	7,217.6 t/日
		焼却施設 (100kg/日を超えるもの又は火格子面積 2 m ² 以上のもの)	36	603.7 t/日
	木くず又はがれき類の破碎施設 (5 t/日を超えるもの)		370	164,010.1 t/日
	有害物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設		1	14.4 t/日
	汚泥、廃酸、廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設		4	61.6 m ³ /日
	廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設		2	23.6 t/日
	PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設		3	113.5 t/日
	産業廃棄物の焼却施設 (200kg/時以上のもの又は火格子面積 2 m ² 以上のもの)		51	2,325.1 t/日
計		946	—	

イ 最終処分場の状況

平成26年度末現在県内に設置されている産業廃棄物最終処分場は104施設であり、そのうちの62施設が管理型最終処分場、37施設が安定型最終処分場、5施設が遮断型最終処分場である（表7）。

表7 最終処分場の設置状況（平成27年3月末現在）

残存容量の単位：千m³

愛知県全域	自社処分場		自社処分場以外		合計	
	施設数	残存容量	施設数	残存容量	施設数	残存容量
遮断型	1	0.0	4	4.5	5	4.5
安定型	6	111.6	31	1,196.2	37	1,307.8
管理型	15	1,303.9	47	7,884.3	62	9,188.1
合計	22	1,415.5	82	9,084.9	104	10,500.4

注：数値は四捨五入のため合計が一致しないことがある。

また、産業廃棄物処理実績報告の集計結果によると、平成26年度末の最終処分場の残存容量は10,500.4千m³であり、その内訳は、管理型が9,188.1千m³、安定型が1,307.8千m³、遮断型が4.5千m³である（表7）。

残存容量10,500.4千m³について、このままの埋立状況が続くと、残余年数は13.6年と試算される（産業廃棄物の1m³当たりの重量を1トンと仮定）。

$$10,500.4 \text{ 千m}^3 \div 770 \text{ 千m}^3 = 13.6 \text{ 年}$$

$$770 \text{ 千m}^3 [\text{平成26年度の県内での最終処分量}] : 896 \text{ 千m}^3 [\text{県内で発生した廃棄物の最終処分量}] \\ - 132 \text{ 千m}^3 [\text{うち県外へ搬出して埋立}] + 6 \text{ 千m}^3 [\text{県外から搬入され埋立}]$$

また、最終処分場の新規設置許可件数は表8のとおり平成11年度以降非常に少ない状況で推移しており、直近10年間でみると、平成19年度に公共関与処分場が1件設置許可されたのみである。

なお、産業廃棄物の県内での最終処分量及び残存容量等の推移は図39のとおりである。

表8 最終処分場の設置許可件数の推移

年度（平成）	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
設置許可件数	7	11	9	0	0	1	0	0	0	0
年度（平成）	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
設置許可件数	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0

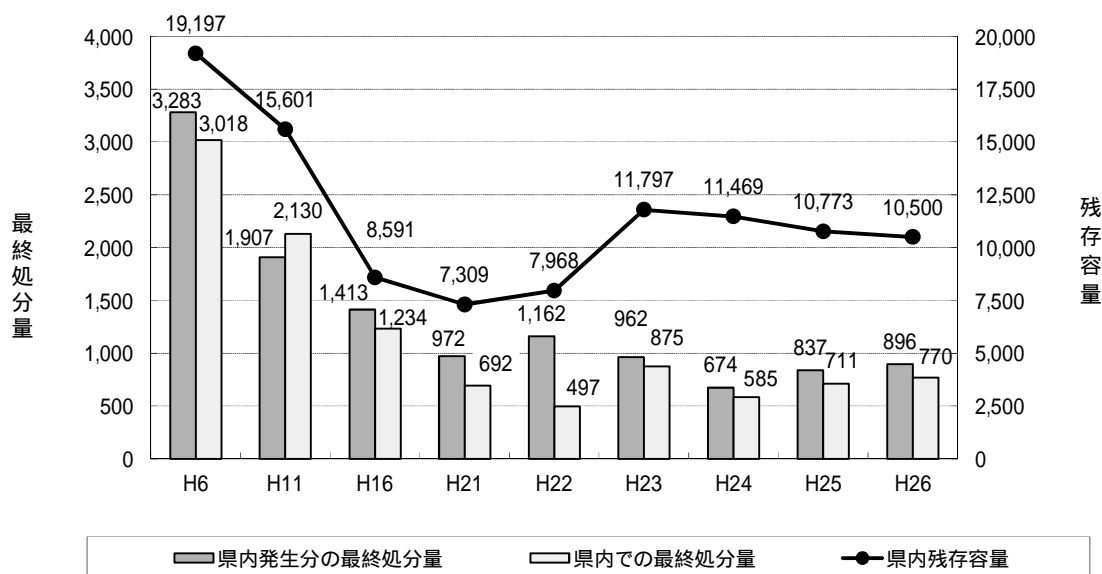


図 39 県内最終処分量及び残存容量等の推移

(7) 処理業者の許可状況

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）の収集・運搬、処分を業として行う場合、都道府県知事（政令で定める市にあっては市長。以下「都道府県知事等」という。）の許可が必要であり、平成 27 年度末現在の産業廃棄物処理業者数は、延べ 9,790 業者、その内訳は、産業廃棄物の収集・運搬を行う業者が延べ 8,114 業者、特別管理産業廃棄物の収集・運搬を行う業者が延べ 831 業者、産業廃棄物の処分を行う業者が延べ 794 業者、特別管理産業廃棄物の処分を行う業者が延べ 51 業者である（表 9）。

表 9 産業廃棄物処理業者数（平成 28 年 3 月末現在）

営業の種類		県知事許可 (%)	名古屋市長許可 (%)	豊橋市長許可 (%)	岡崎市長許可 (%)	豊田市長許可 (%)	合計 (%)
収集・運搬	産業廃棄物	7,768 (84.3)	163 (88.2)	54 (84.6)	60 (87.4)	69 (87.6)	8,114 (86.1)
	特別管理産業廃棄物	547 (8.4)	108 (9.1)	64 (11.6)	45 (10.2)	67 (9.6)	831 (9.2)
処分	産業廃棄物	757 (6.9)	18 (2.5)	10 (3.6)	3 (2.3)	6 (2.6)	794 (4.4)
	特別管理産業廃棄物	30 (0.4)	9 (0.2)	5 (0.3)	2 (0.1)	5 (0.2)	51 (0.3)
合計		9,102	298	133	110	147	9,790

注：同一業者が県知事と市長許可の両方を取得している場合や、複数の営業の種類許可を取得している場合があるため、合計の業者数は重複がある。また、収集・運搬の許可は、平成 23 年 4 月 1 日から原則として県知事が行うこととされた。

(8) 再生利用個別指定の状況

産業廃棄物の収集・運搬、処分を業として行う場合、都道府県知事等の許可が必要であるが、再生利用されることが確実であると都道府県知事等が認めた産業廃棄物のみを扱う場合は都道府県知事等の指定を受けることにより業を行うことができる。この再生利用個別指定を受けている業者は、平成 28 年 5 月末現在、9 業者である (表 10)。

表 10 再生利用個別指定の状況 (平成 28 年 5 月末現在)

	種 別	取 扱 品 目	再 生 利 用 方 法
1	再生活用 再生輸送	廃酸 (廃豆乳類に限る。)、廃アルカリ (廃豆乳類に限る。)、動植物性残さ (豆乳粕に限る。)	養豚への給餌
2	再生活用	汚泥	鉱山跡地の埋戻材として利用
3	再生活用	汚泥	鉱山跡地の埋戻材として利用
4	再生活用	汚泥	鉱山跡地の埋戻材として利用
5	再生活用	汚泥	鉱山跡地の埋戻材として利用
6	再生活用	汚泥	土砂採取地の埋戻材として利用
7	再生活用	汚泥	原砂採掘場所の埋戻材として利用
8	再生活用	汚泥	鉱山跡地の埋戻材として利用
9	再生活用	汚泥	鉱山跡地の埋戻材として利用

(9) 監視・指導の状況

平成 23 年度から平成 27 年度における処理業者や処理施設を設置する事業場への立入件数は表 11 のとおりであり、立入の際に不適正な事例を確認した場合は文書による指導を行っている。平成 27 年度には、文書による指導を 353 件、改善勧告を 13 件行っている。さらに指導に従わない者に対しては、2 件の改善命令を行っている。

また、平成 27 年度の行政処分の内容をみると、改善命令については産業廃棄物の処理基準違反が 2 件である。改善勧告については 13 件のうち 4 件が産業廃棄物の処理基準違反に対するものであり、最も多くなっている(表 12)。

表 11 監視・指導による措置状況

区分 年度	立入状 況(件 数)	措 置 状 況 (件 数)						計
		業・施設 の取消	停止 命令	措置 命令	改善 命令	改善 勧告	その他 文書 指導	
平成 23	6,047	23	0	0	7	25	285	340
平成 24	6,451	15	2	0	3	22	380	422
平成 25	7,583	14	7	0	2	28	331	382
平成 26	6,724	14	0	0	0	22	255	291
平成 27	6,462	8	1	0	2	13	304	328

表 12 不適正処理に係る行政処分(平成 27 年度)

区 分	件 数	主 な 内 容	件 数
業・施設の取消	8(8)	法人が欠格要件に該当	3(3)
		法人役員等が欠格要件に該当	3(3)
		破産	1(1)
		他の自治体で許可取消処分を受けたため	1(1)
停止命令	1(1)	産業廃棄物収集運搬業の無許可事業範囲変更	1(1)
措置命令	0(0)		0(0)
改善命令	2(2)	産業廃棄物の処理基準違反	2(2)
改善勧告	13(9)	産業廃棄物の処理基準違反	4(3)
		改善命令の不履行	3(1)
		産業廃棄物の再委託基準違反	2(2)
		産業廃棄物処理施設の無許可設置	1(1)
		産業廃棄物の無許可収集運搬	1(0)
		産業廃棄物の委託基準違反	1(1)
		報告徴収の一部未報告	1(1)

注:()は産業廃棄物処理業者に係るもので内数である。